

「神奈川県地球温暖化対策計画改定素案」に関する意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

平成28年6月20日（月曜日）～平成28年7月19日（火曜日）

2 意見募集の結果

意見の提出者 109人・団体

うち1人については、「神奈川県地球温暖化対策計画改定素案」以外の御意見だったため、意見の内訳及び反映状況に含まれていません。

[意見の内訳]

意見分類	延べ 件数
ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について	82件
イ 緩和策及び適応策の施策について	135件
ウ その他	8件
合 計	225件

[意見の反映状況]

反映区分	延べ 件数
1 改定案に反映した（している）意見	59件
2 今後の取組の参考とする意見	73件
3 改定案に反映できない意見	48件
4 その他	45件
合 計	225件

神奈川県 環境農政局 環境部 環境計画課

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
1	ア	適応策と緩和策は矛盾する。少なくとも行政計画で両方向を目指すような書き方はやめるべきだ。	2	<p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、「温室効果ガスの排出を削減する努力を現在行われているものに乗せないと、（中略）世界全体の排出量の増大はいつまでも続く」と予測されており、地球温暖化の緩和が急務である一方、既に現れている地球温暖化の影響については、「たとえ温室効果ガス的人為的な排出が停止したとしても、何世紀にもわたって持続するだろう。」とされています。</p> <p>そのため、「緩和策」で温暖化防止に取り組むと同時に、避けることができない温暖化の影響を最小限に食い止めるための「適応策」にも取り組む必要があります。</p> <p>ご意見を踏まえ、第1章「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）について、適応策の位置付けについての記載を修正し、適応策を計画に位置付ける理由を詳しく記載しました。</p>
2	ア	<p>P6「3 地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針」について、「すべての主体による取組を推進する」とあるが、日本は世界のCO₂削減の優等生である。県や町の家庭でいくら減らしても、地球規模の温暖化防止には効果がない。地球規模の対策として国が国費でやるべき。県は太陽光発電の住宅への設置を進めているが、排出権取引に税金を使う方がCO₂を効率よく削減できるし、啓蒙にもなる。税金の投入は費用対効果を考えて行うべきであり、効果を数値で表せないままに補助金を付ける政策は「税金の無駄使い」だ。</p>	2	<p>厳しい削減目標の達成に向けて、国だけでなく、県、企業、住民などそれぞれが取り組む必要があります。</p> <p>排出量取引については、特定の地域に導入すると、規制の緩やかな地域に事業所が移転する可能性があり、製造業が多い本県においては産業の空洞化を招く恐れがあることから、全国统一で導入すべきと考えます。国は地球温暖化対策計画において、国内排出量取引制度について「慎重に検討を行う」としていますので、今後の国の動向を注視していきます。</p> <p>本計画では、間接的な効果があるものや、効果を測ることが困難なものも含め、現時点で県として取り組むべきと考える施策を幅広く位置付けています。</p>
3	ア	現在の計画の目標を概ね達成していても二酸化炭素が増えていることについて、原発の停止を理由にするのではなく、計画の見込みの甘さを認め、その反省を踏まえた施策を打ち出す視点が欠けている。	2	今回の改定では、県内のCO ₂ 排出量や国内外の動向等、様々な状況の変化を踏まえ、削減目標や実施すべき施策を見直しています。今後も状況の変化を踏まえながら、削減目標の達成に向けて施策に取り組んでまいります。
4	ア	<p>国の計画は産業界優先で、二酸化炭素が増えるのは当然であり、また同じ轍を踏もうとしている。</p> <p>神奈川県独自の性を出そうとする姿勢をもっと見せるべきだと思う。</p>	2	神奈川県の地域特性を生かした取組を行ってまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
5	イ	再生可能エネルギーと分散型電源は別の概念。必要なのは再生可能エネルギーであって分散型電源はそれに伴って付いてくるものでしかない。 分散型電源の導入を目的とするのは検討はずれである。	3	地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。 そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。 そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。 これら2つを重点施策し、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。
6	ア	施策の実施状況が悪く無いのに二酸化炭素が計画開始時点より増えているのは目標の水準が低い証拠。 個別の目標を達成すれば二酸化炭素の削減目標を達成できる水準である見込みがないなら、単なる税金の無駄使いだ。	2	現計画の開始時点よりCO ₂ が増えているのは、火力発電所の発電量増加による排出係数の悪化の影響などによります。 重点施策は県が特に力を入れて取り組む施策であり、目標数値はその進捗状況を確認するためのものです。 削減目標を達成できるよう施策に取り組んでまいります。
7	イ	ライトダウンキャンペーンのような一過性のイベントでは温暖化防止につながらない。 ライトダウンをするなら効果を検証し、普段のライトアップ等をやめた場合の排出削減効果を数値で示すべきだ。 あるいは、数値が出なくとも効果があるのが明らかであれば、ライトアップをやめるべき。	2	ライトダウンキャンペーンは、キャンペーンに合わせてライトアップ施設や家庭での電気を消していただき、ライトアップに馴れた日常生活の中、地球温暖化問題について考えるきっかけとさせていただくことを目的として実施しています。 日常的なライトアップの削減については、今後、検討していきます。 ご意見は今後の取組の参考とさせていただき、温暖化対策の普及啓発や省エネルギーの促進に取り組んでまいります。
8	ア	P5について、対策に緩和策と適応策があるといきなり書いているが、適応策は以前の計画にはなく、これは方針の変更だ。 適応策を対策にするなら、これまでの計画に問題があったので改めるとしっかり書くべきだ。	1	ご意見を踏まえ、第1章「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）について、適応策の位置付けに関する記載を修正し、適応策を計画に位置付ける理由を詳しく記載しました。
9	ア	緩和策を続けるなら適応策はない方が良い。適応策をとるなら緩和策は必要ない。この点は各自治体が地域の実情を踏まえて方向性をいずれかに絞らねばならない。 私は実現性のない緩和策は放棄して適応策に絞るべきだと思う。	3	適応策は状況に対処するための取組であり、既に現れている温暖化の影響に対処するため、取り組む必要があります。 一方で、温暖化を防止するための緩和策も、厳しい削減目標を示し、これまで以上に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
10	ア	適応策は都市計画や資源管理計画など個々の計画で対応が必要だが、それを温暖化対策として束ねると柔軟性を損なうと思う。 温暖化対策計画はこれまでどおり緩和策のみに対象を限定した方が分かりやすい。	3	適応策は状況に対処するための取組であり、既に現れている温暖化の影響に対処するため、取り組む必要があります。 一方で、温暖化を防止するための緩和策も、厳しい削減目標を示し、これまで以上に取り組んでまいります。
11	イ	「ケ 森林等の整備・保全」について、森林保全の必要性を訴えているが、神奈川県は森林資源は微々たる物に過ぎず、吸収源として期待できる効果は限られている。カーボンストックについても、木材には大気中のCO ₂ を固定化する働きがあるが、木材として加工すると大気中のCO ₂ を吸収する機能は失われるため、木材利用を進めるための詭弁だと感じる。 神奈川県の吸収源対策としては、むしろ熱帯雨林の保全等を目指す方がよいのではないか。外国産の木材に課税し輸入を制限すれば、森林資源の保護だけでなく、運送に要するCO ₂ の排出も抑制できる。 その一方、砂漠の緑化作業への技術協力などを支援し、緑地面積の拡大を図る取組を進めるなど、大消費地であり、技術力の集積を誇る神奈川県らしい取組を進めた方がよい。	2	ご意見のとおり、本県の森林面積が全国の森林面積に占める割合は小さいですが、厳しい削減目標を達成するためにも、森林整備等の森林吸収源対策は必要なことであると考えます。 間伐（間引き）により残った木の生長が促されることや、伐採跡地への植栽等により、引き続き森林として育成していくことで、新たなCO ₂ の吸収に寄与します。また、伐った木は腐る際に固定したCO ₂ を排出するため、木材として利活用することで、カーボンストックを維持させることができます。 県内の森林整備・保全や県産木材の利用促進等を行うことで、ご意見にあります外国産木材の輸入の削減にもつなげてまいります。
12	ア	これまでの計画では対策の強化が必要と明記されていたが、改定素案では適応策が当然の前提のように位置付けられており、方向性の変更について説得力がない。 県民の協力を求めるなら、これまでの取組の反省を明確に示すべき。	1	ご意見を踏まえ、第1章「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）について、適応策の位置付けに関する記載を修正し、適応策を計画に位置付ける理由を詳しく記載しました。
13	イ	P35「a 太陽光発電の導入加速化」について、家庭や事務所などの屋根だけでなく、畑の上を活用する「ソーラーシェアリング」の導入促進の拡大に取り組んで欲しい（ソーラーシェアリングとは、農業を続けながら太陽光発電を行う - 太陽エネルギーを作物と発電とでシェアすること。作物は適度な光があれば十分育つことは実証されている。）。現状では官庁の制限が多すぎる。	4	畑の上を活用する「ソーラーシェアリング」については、下部の畑で農業生産の継続を確保する必要があるとあり、また、周辺の営農に影響を与えないことが重要です。 このため、国が農地転用許可制度上の取り扱いを定めているものです。 また、ソーラーシェアリングについて、一時転用許可や発電事業に関するノウハウ等の情報を一元化し農業者に提供するなど、導入促進を図ってまいります。
14	イ	P36「b 小水力発電や小形風力発電などの導入促進」について、コラムにあるとおり熱は熱のまま利用するほうが効率的なので、家庭でも導入可能な太陽熱温水システムの導入促進に取り組んでほしい。見出しの先頭に「太陽熱や」を入れてはどうか。	1	ご意見については、第2章3（3）カ(イ) の記載に一部反映しました。（改定案37ページ） （修正前）「b 小水力発電や小形風力発電などの導入促進」 （修正後）「b 小水力発電や太陽熱などの導入促進」

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
15	イ	<p>P36「b 水素エネルギーの導入」について、電気自動車の導入はまだ道半ばであり、EV導入促進への取り組みを継続して頂きたい。</p> <p>燃料電池車の燃料である水素の製造には、現時点では化石燃料が使われるため大量のCO₂が排出され、「究極のエコカー」と言えない。また、電気を水素に変えずに直接充電したほうが効率がよく、今後、性能も向上していくと思われる。電気自動車の普及を優先し、特に充電ステーションの設置について、補助金制度など普及に取り組んでほしい。</p>	1	<p>ご意見については、エネルギー効率が高い電動車両である電気自動車（EV）及び燃料電池自動車（FCV）を次世代自動車として、ともにその普及推進を図ることとしており、第2章3（4）エ(イ)「a 次世代自動車（EV・FCV）の普及拡大」に位置付けています。（改定素案32ページ）</p> <p>なお、EVの充電インフラについて、県では、平成25年6月に策定した「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に沿って、観光施設や商業施設等の施設管理者等に対し、国の補助金を活用した設置について働きかけるなど、今後も整備促進に向けた取組を進めてまいります。</p>
16	イ	<p>P36「c 蓄電池の導入」について、家との双方向の充電・給電装置 - EV to Homeがあるため、走る蓄電池として「EV利用の促進」を追加してほしい。現状の装置は効率が十分でないが、利用促進により機能改善が可能になる。また、導入の補助金は国だけでは不十分なので、県の補助金もお願いしたい。</p>	1	<p>ご意見については、蓄電池を搭載した電気自動車（EV）の導入を促進することとしており、第2章3（4）「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」（改定素案36ページ）に位置付けています。</p> <p>なお、EVの導入補助金について、本県では、車両の初期需要の創出を目的として平成21年度から実施した結果、普及目標である県内3,000台を2年前倒しして、平成24年度中に達成したことから、当該補助制度の役割は果たしたもとして終了しております。</p>
17	ア	<p>適応策は、緩和では間に合わない（或いは間に合わなかった）分についての対策だと思うが、緩和策によって状況が安定したという前提が成立しないと適切な計画が作れない。</p> <p>これまでの計画でCO₂排出量が増えている現状では無駄であり、その上、緩和策に取り組んでいる人たちのやる気に水をかける。気温がコントロールできる状態になるまで緩和策に専心すべき。</p>	3	<p>適応策は状況に対処するための取組であり、既に現れている温暖化の影響に対処するため、取り組む必要があります。</p> <p>一方で、温暖化を防止するための緩和策も、厳しい削減目標を示し、これまで以上に取り組んでまいります。</p>
18	ア	<p>適応策と言っても、暑くなれば夏服を出すという程度のことであり、温暖化対策計画に書かれると県民の危機感も削がれるし、真面目に緩和策に取り組んできた人は馬鹿にされた気分になる。</p>	3	<p>温暖化は、日常生活だけでなく、農林水産業、水環境、自然災害など、様々な分野に影響を及ぼします。適応策は、それらに対処するための取組として必要なものです。</p> <p>一方で、温暖化を防止するための緩和策は、厳しい削減目標を示し、今後より一層取り組む必要があります、これまで以上に取り組んでまいります。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
19	ア	<p>火力発電所の発電量が増加している原因は、原発の停止ではなく、再生可能エネルギーの導入が進んでいないからではないか。スマートエネルギー構想での太陽光発電の推進にどこが問題であったのか明確に示すべき。</p> <p>分散型エネルギーシステムの構築が進めば火力発電所の発電量が減るとすれば、なぜ新たな火力発電所の建設計画が進んでいるのか。</p> <p>再生可能エネルギーが増えなくても分散型エネルギーシステムが構築できれば火力発電所の発電量が減るならば、根拠のデータを示してほしい。計画の根本に関わる問題であり曖昧な分析で済ますことはできない。</p>	4	<p>太陽光発電は、資料編にあるとおり、現行の計画の目標を達成しています。（目標：2011年度までに41,640件 実績：2011年度末48,170件）今後も、再生可能エネルギー等の普及を進めてまいります。</p> <p>ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながります。</p> <p>太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入にも引き続き取り組む必要があり、「再生可能エネルギー等の導入加速化」と「安定した分散型電源の導入拡大」の2つを重点施策とすることにより、温室効果ガスの排出削減を目指します。</p>
20	ア	<p>適応策は計画に盛り込む必要がない。</p> <p>緩和策は個人に利益がなく、取組の成果も公益なので行政機関が把握すべきだが、適応策は個人や地域がその場にあったことをその場ですれば良いのであり、反応がにぶく地域や個人を理解していない行政機関に余計な口出しはして欲しくない。</p>	3	<p>適応策は状況に対処するための取組であり、既に現れている温暖化の影響に対処するため、取り組む必要があることから、計画に盛り込み推進していきます。</p>
21	ウ	<p>温暖化防止、災害時の生活エネルギー供給の対策提案。三浦半島沖の海上に、電気とガスの供給システム船を配置し、輸入LNGと自然用役で発電。排出されるCO₂は回収液化する。</p> <p>LNG火力発電所の新計画時、輸入LNG受入れ貯蔵とCO₂回収システムを船上に設置し、システム船から電力、都市ガス供給、海水を電気分解する。システム船から供給する都市ガスをMCH水素ガス源で排気ガス浄化。</p>	4	<p>温暖化防止については、様々な分野とも協力しながら取組を進めてまいります。</p>
22	イ	<p>再生可能エネルギーの数値目標に、分散型電源の割合を掲げているが、割合を高めるべきなのは再生可能エネルギーではないか。</p> <p>例えば、生ゴミメタンガスによる発電は分散型電源だが、二酸化炭素を排出するため、再生可能エネルギーではない。あるいは、火力発電所が地域に一つずつあれば分散型電源となる。</p> <p>そもそもスマートエネルギー計画でさえ、再生可能エネルギーの導入加速化と分散型電源の構築は別個の政策に位置付けており、この二つを混同するような目標設定の仕方はやめるべきだ。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ、地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
23	ア	<p>適応策について、現状のように緩和策を講じても成果が無い場合も適応策によって対応できるなら、緩和策は必要ない。</p> <p>逆に、緩和策に一定の成果が必要ならば、現状では適応策は必要が無く、緩和策が成果を上げられるよう対策をとるべきだ。</p> <p>9ページの現状分析によると、火力発電所の増加を主な要因としているが、緩和策の重点施策はこれを解消する効果があるのか。例えば再生可能エネルギーの導入加速化の目標は、電源構成における火力発電所の割合をどの程度まで低下させる効果があるのか。</p> <p>また、重点施策の内容はいずれも抽象的で、数値目標が達成できるという根拠が分からない。</p> <p>緩和策の成果に見込みが覚束ない以上、適応策は無駄である。緩和策が具体的な成果があげられるよう専念すべきだ。</p>	3	<p>気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、「温室効果ガスの排出を削減する努力を現在行われているものに乗せしないと、（中略）世界全体の排出量の増大はいつまでも続く」と予測されており、地球温暖化の緩和が急務である一方、既に現れている地球温暖化の影響については、「たとえ温室効果ガス的人為的な排出が停止したとしても、何世紀にもわたって持続するだろう。」とされています。</p> <p>そのため、これまで以上に緩和策で温暖化防止に取り組むと同時に、避けることができない温暖化の影響を最小限に食い止めるための適応策にも取り組んでまいります。</p>
24	イ	<p>新築住宅の省エネルギー基準適合割合が数値目標となっているが、何故、新築住宅にするのか。</p> <p>住宅の新築は環境負荷が高い。省エネ住宅に建て替えればこの目標の実績は上がるが、環境負荷が上がり、温室効果ガスの削減効果は変わらない。</p> <p>既存住宅に占める省エネ化の割合を目標とすべきだ。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、第2章3(3)ウ「(ウ) 重点施策に係る目標」（改定案30ページ）について、目標を「住宅ストック全体のうち、窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅ストックの割合」に変更しました。</p>
25	イ	<p>P21「c 地産地消の推進」について、地産地消の推進は、本県のように狭小では、温暖化対策としての効果は限定的ではないが。</p> <p>国内での地勢的な位置や、県土の交通網の発達を考えれば、農林水産業は、県産のブランド力を高め、県外からの利用客も期待する方が自然だ。</p> <p>地産地消による温室効果ガスの削減は、県の現状にはまったく合っていない。本県の地球温暖化対策計画からは、削除すべき。</p>	3	<p>本県における地産地消による温暖化対策とは、県民が食材を購入等する際に、県産食材を選ぶことにより、他県や外国等から食材を輸送する場合のエネルギー消費量とCO₂の削減につながるもので、人口の多い本県においては必要な施策と考えます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
26	イ	<p>P22「b 事業の登録制度の運用」の省エネルギー診断やE S C O事業について、E S C O事業は民間事業者には普及しているのか。現在の普及状況や取組事業者はどこを確認すれば分かるのか。現在の私が見る限り、E S C O事業は光熱水費の削減が目的の制度ではないか。県施設への導入結果をみるとC O₂が増加している例もあるようで、温暖化対策として掲載する必要があるとは思えない。</p> <p>そもそもZ E BやB E M Sの導入を目指している時代に、E S C Oなど取り組む余地があるのか。県の導入施設も以前は8施設であったのに、現在は1施設になっており、効果や必要性がなくなっているということではないのか。制度の実態を確認するべき。</p>	4	<p>事業の登録制度は、他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業について、事業者からの申請に基づき県が登録簿に登録し公表することで、事業者や県民の皆様が自らの温室効果ガス排出量の削減に取り組む際の参考としていただくことを目的とする制度ですので、県では、E S C O事業の取組事業者や普及状況の把握はしていません。</p> <p>また、E S C O事業は、省エネルギー改善に必要なサービスを提供し、必要な費用は光熱水費の削減分に対応する事業ですので、基本的に、省エネルギー化によりC O₂排出量は削減します。県施設では、平成26年度のみC O₂排出量の増加した施設が1施設ありましたが、同施設は平成27年度にはC O₂排出量は削減されました。</p> <p>県施設におけるE S C O事業は、平成16年度に策定した「神奈川県E S C O事業導入計画」等により、省エネルギー診断の結果や大規模改修の予定を考慮し、平成22年度までにE S C O事業に適した施設に導入されました。期間満了等により、現在、契約中の施設が1施設ですが、民間事業者への導入促進は必要であると考えています。</p> <p>県でもZ E BやB E M Sの導入を促進していますが、様々な省エネルギー化の方法がある中で、各施設等がそれぞれの状況に合わせて方法を選んでいただき省エネルギー化を進めていただくことが重要であると考えます。</p>
27	イ	<p>重点施策に係る目標の項目に「新築建築物の省エネルギー基準適合割合」「新築住宅の省エネルギー基準適合割合」があり、いずれも100%を目標としているが、基準の内容を示していないと計画の水準が理解できない。</p> <p>省エネルギー基準の内容を明確に示し、導入のための規制や誘導の具体策を書き込むべき。</p>	4	<p>省エネルギー基準については、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく基準であり、同法律により、2020年度までに新築住宅・建築物について段階的に適合義務化が予定されているものです。</p> <p>この目標については、別のご意見を踏まえ、県が行う建築物温暖化対策計画書制度やZ E B・Z E Hの普及推進等の施策に関連する目標に変更することとし、「C A S B E Eによる評価について 4つ以上の評価の割合」、「Z E Hの導入件数」、「住宅ストック全体のうち、二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅ストックの割合」に変更しました。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
28	イ	<p>廃棄物部門の削減対策に、太陽光パネルの処理問題を書き込むべき。県は太陽光パネルの導入を進めてきたが、その法定耐用年数はわずか17年で、再生利用等に関する方針も定まっていない。</p> <p>環境省では問題として認識し、対策に取り組み始めている。神奈川県では使用後の処分、処分に係る環境負荷について検討しているのか。</p> <p>新たな施設や設備の導入はライフサイクルコストを念頭におくのが当然であり、廃棄物について計画に含めるならば、エネルギー関連設備も導入だけでなく、処理まで含めた視点を盛り込むべき。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、第2章3(3)カ(イ)「a 太陽光発電の導入加速化」（改定案36ページ）に、使用済み太陽光発電設備のリユースやリサイクルの促進について記載しました。</p>
29	イ	<p>「学校教育における環境教育の推進」が重点施策として掲げられているが、目標の数字が温室効果ガスの削減につながる根拠がなく、削減目標を達成するための施策とは言えない。</p> <p>環境教育の効果とは、多様な価値観の一つに、環境を優先するという価値観を加えてもらうだけであり、環境問題を他の価値観に優先するよう求めることは別の手法によるべき。環境教育に、環境を大事にすることの重要性を訴える効果があるとしても、それが温室効果ガス削減の手段となるという考えは詭弁だ。</p> <p>特定の価値観を偏った形で教育現場に持ち込むことに公金を使うこと自体、誤っていると思う。</p> <p>県が特定の価値観を上位に位置付けることを正当化する意図がないなら、この施策が削減目標に寄与する割合を、根拠も含めて示すべき。</p>	3	<p>緩和策には、直接的な削減効果があるものだけでなく、間接的な効果があるものや、効果を測ることが困難なものも含め、現時点で県として当面取り組むべきと考える施策を幅広く位置付けています。</p> <p>環境教育は、地球温暖化対策に関する理解を深め、自ら考え、行動できる人材を育てるためのものです。</p> <p>温暖化対策は長期にわたって取り組んでいくべき課題であり、次世代を担う青少年に向けた環境に関する教育は重要なことであると考えます。</p>
30	ア	<p>これまでの計画の削減目標が達成されておらず、順調に進んでいない状況で、計画を変更するのはおかしい。</p> <p>しかも、適応策を新たに設けるのは後退だ。国が適応策を設けたという程度で計画を変えるようなら、県民に協力を求める資格はない。</p> <p>国や世界がなんと云おうと、神奈川県は緩和策に限定すべきだ。</p>	3	<p>今回の改定は、東日本大震災や国の新たな削減目標の設定など、状況が変化しているため改定するものです。</p> <p>適応策は状況に対処するための取組であり、既に現れている温暖化の影響に対処するため、取り組む必要があります。</p> <p>一方で、温暖化を防止するための緩和策も、厳しい削減目標を示し、これまで以上に取り組んでまいります。</p>
31	ア	<p>適応策の前提が緩和策の達成ならば、緩和策の成果が出ていない現状で適応策など建てようが無いのではないか。</p> <p>逆に適応策の前提が緩和策の達成ではないならば、緩和策を継続する必要はないはずだ。</p> <p>県では条例まで変更するつもりのようなのだが、立法事実を精緻に組み上げているのか。組み上げているのなら、冒頭に上げた矛盾をどのように説明するのか計画に書きこまれない。</p>	1	<p>適応策は必ずしも緩和策の達成が前提となっているものではなく、今後緩和策の達成の状況に係らずこれまでの排出の累積により温暖化の影響が現れることが予測されているため、計画に位置付けるものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、第1章総論「2 地球温暖化対策計画の全体像」として、適応策の位置付けについての説明を修正しました。（改定案5ページ）</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
32	ア	適応策を打ち出すタイミングが悪すぎる。 当初計画で用意していたならば問題無かったが、当初計画の緩和策の成果が出ていないため、現状で持ち出すと、後出しと見られて計画全体の信頼性が損なわれる。 せめて緩和策の成果が上がるまで待った方がいい。	3	適応策は必ずしも緩和策の達成が前提となっているものではなく、今後緩和策の達成の状況に係らずこれまでの排出の累積により温暖化の影響が現れることが予測されているため、位置付けるものです。
33	ア	現在の計画での実施結果の到達・不備を検証しないままでは、市民意識を喚起することにならない。不備であった点は、新しい計画の中で再考してほしい。	1	巻末の資料編において、施策の実施状況の把握など、現行計画の進捗状況の検証を行っております。
34	イ	エネルギー施策について、経済的視点からリスクが高いとしても、自然エネルギー創出を第一に考えてほしい。	2	引き続き太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでまいります。
35	イ	「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」について、再生可能エネルギーの導入と分散型電源の導入は同一のものではなく、施策が(1)(2)二つに分けられている点は、大変良いと思う。 しかし、一方で施策の目標が「分散型電源による発電量の割合」だけであることは、理解できない。 分散型電源の構築を進める事は悪くはないが、まだ道半ばである太陽光発電の導入については、状況を把握し、公表し続ける義務が県にはあるだろう。 本来、目標数値を変更すること自体、理解に苦しむが、せめて、これまで掲げてきた数値目標を掲載しない理由を明快な形で説明してほしい。 また、計画上の目標には設定しなくとも、2020年度まで数値は把握して県民に公表してほしい。そして、その公表をどのような形で行うのが明確に示してほしい。	4	地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。 そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。 そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。 これら2つを重点施策として取り組み、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。 なお、太陽光発電の導入状況については、県ホームページ「県内の再生可能エネルギー等発電出力の推計」に掲載しています。 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p866104.html)

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
36	イ	<p>温室効果ガスが増加している原因分析と重点施策の目標設定がミスマッチのように思う。</p> <p>温室効果ガス増加の原因が火力発電所の発電量の増加であるならば、数値目標はこれまでどおり太陽光発電の導入量でよいのではないか。スマートエネルギー計画の進捗状況を見ると未だ最終目標を達成していないようであるし、目標を変更する必要はないと思う。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p> <p>なお、現行の地球温暖化対策計画での太陽光発電の数値目標は達成しています。（目標：2011年度までに41,640件 実績：2011年度末48,170件）</p>
37	イ	<p>県は低炭素型ライフスタイルの実現に真剣に取り組む気は無いのではないか。先日ライトダウンキャンペーンを行っていたが、本気で低炭素型社会を目指すなら、普段からライトアップを限定すべきだ。自分たちが無駄使いをしていながら、普段の取組や心構えと実践を重視するマイエコ10などを進めても取組に説得力がない。</p> <p>黒岩知事の就任以来、県はパフォーマンスばかり熱心で、地道な取組を軽んじているが、環境を守るために必要なのは、地道な取組の積み重ねだ。</p> <p>環境行政に携わる職員は、軽薄な風潮に流されないでいただきたい。</p>	2	<p>ライトダウンキャンペーンは、キャンペーンに合わせてライトアップ施設や家庭での電気を消していただき、ライトアップに馴れた日常生活の中、地球温暖化問題について考えるきっかけとさせていただくことを目的として実施しています。</p> <p>ご意見は今後の取組の参考とさせていただき、温暖化対策の普及啓発や省エネルギーの促進に取り組んでまいります。</p>
38	ア	<p>適応策で緊急性の高い項目を列挙しているが、これらは以前の計画が作られた時点でも懸念されており、何故、今ごろになって対策が必要などと言いつつのか。各界はすでに必要な対策をはじめており、今更、県で対策を作る必要はないだろう。</p>	3	<p>「パリ協定」において、「適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスの行動と実施に取り組む」こと等が規定され、国も平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。本県においても、これまでの「緩和策」に加えて「適応策」についても計画に位置付け、両方の取組を進めます。</p> <p>なお、適応策については、改定素案53ページに記載しているとおり、既に県で実施してきている施策についても位置付けています。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
39	ア	火力発電所の発電量を下げるには原子力発電も選択肢の一つだが、神奈川県はその選択肢を排除して太陽光発電を進めてきたのであり、温室効果ガスが増加したのは再生可能エネルギーの導入が進んでいないことが原因である。 新しい計画では、再生可能エネルギーの導入を目標にせず、分散型電源の割合にすり替えており、これでは目標の達成が覚束なくなったからごまかそうとしているととれても仕方がないと思う。	4	太陽光発電は、資料編にあるとおり、現行の計画の目標を達成しています。（目標：2011年度までに41,640件 実績：2011年度末48,170件） 「再生可能エネルギー等の導入加速化」と「安定した分散型電源の導入拡大」の2つを重点施策として取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減を目指します。
40	ア	温室効果ガスが計画を始めた時より増えているのは、計画が上手くいっていないことが一因だという自覚はあるのか。 「第3章 適応策」の影響の一覧表に農林水産業の影響など書いているが、このような問題は毎日様子を見て対処を変えるものであり、このように何年間に1回の対策を立てるものではない。 余計なことをせず、温室効果ガスを減らす対策に専念して下さい。	3	温室効果ガスの排出量増加は、東日本大震災の影響による火力発電所の発電量の増加等が原因です。そのため、温室効果ガスの削減には、より一層力を入れて取り組む必要があり、新たな削減目標を設定し、その実現に取り組んでまいります。 一方、適応策は、最大限の緩和策を講じても起こることが予測されている温暖化の影響に対処するための取組であり、緩和策と併せて取り組む必要があります。
41	ア	P.8の 印の温室効果ガスとP.15の 印のガスの内訳が違っているので修正してほしい。 また、2013年度二酸化炭素の割合が96.3%に比べて、P15に記載の2014年度の二酸化炭素の割合が94%となっているが、二酸化炭素が減少したのか、その他の温室効果ガス(代替フロン)が増えているためか、文中にデータを加えて分かりやすく示すとよいと思う。	4	8ページの 印は、県内の温室効果ガスのうち「CO ₂ 以外のガス（CH ₄ 、N ₂ O、PFCs、SF ₆ 、NF ₃ ）」を指しており、96.3%は、「県内の温室効果ガスのうちのCO ₂ のみの割合」です。 一方で、15ページの 印の94%は、「県内の温室効果ガスのうちの化石燃料の燃焼に伴い排出されたCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oの割合」を指しています。 CO ₂ は、化石燃料の燃焼により排出される以外に、廃棄物の燃焼やセメントの製造などにより排出されますので、15ページの「県内の温室効果ガスのうちの化石燃料の燃焼に伴い排出されたCO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ Oの割合」（94%）より「県内の温室効果ガスのうちのCO ₂ のみの割合」（96.3%）の方が高くなります。
42	イ	「ケ 森林等の整備・保全」について、森林の保全に関しては、県有林はしっかり保全されると思うが、市民や事業者が所有する樹林では、特に開発が進んだ地域に隣接する市街化調整区域において、森林法に違反する樹木の無届伐採などが見られる。 林業として使用されない森林でも、CO ₂ の吸収や自然生態系保全のために大切だと思う。本素案には開発は少なくなったと記載されているが、都市によっては、まだ市街化区域（都市公園を除く）や市街化調整区域でのミニ開発が進んでいる。 これらの場合においても、森林法がしっかり守られて無届伐採等が行われないように県から注意喚起と指導をしていただきたい。	4	森林法に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の適切な施行については、事務を行う市町村に対する指導支援を実施しています。 今後も市町村や関係団体等と連携し、森林の整備・保全、緑地の保全を図ります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
43	ア	<p>適応策が必要なのは緩和策を最も効果的に実施しても被害が見込まれるからだということは理解できる。しかし、想定する気温によって対策が異なるようなものは行政計画としては不向きだと思う。</p> <p>現在の状況で行政が取り組むべきなのは緩和策の推進であり、適応策を打ち出すならば、対策の前提となる気候変動の正確な予測が可能になるようにしてからだろう。</p>	3	<p>「パリ協定」において、「適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスの行動と実施に取り組む」こと等が規定され、国も平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。本県においても、これまでの「緩和策」に加えて「適応策」についても計画に位置付け、両方の取組を進めます。</p>
44	イ	<p>適応策で緊急性が高いとされている項目の施策が、技術支援や調査など悠長なものばかりである。この程度の対策で重大な影響がなんとかなのか。また、この程度のことには計画が必要なのか。</p> <p>これは緩和策にも言えると思うが、温暖化対策は、危機感を煽っているほどには、対策に真剣味を感じない。これまでの緩和策の重点施策の達成度が高いのに温室効果ガスが増加しているのは姿勢が根本的に甘いからだと思う。</p> <p>適応策ならサマータイムの導入、緩和策なら国際規模での排出権取引への支援など、具体的に直接的効果が見込める施策や目標を提示してほしい。</p>	2	<p>適応策は、気候変動の影響に伴って適切に対応する必要があるため、影響に関する最新の知見を把握することが重要であると考えております。そのため、影響や予測等の情報収集や調査を行い、適切に対処していくとともに、調査研究等に基づく技術支援等により、関係者に普及啓発を行ってまいります。</p> <p>御意見については、今後の取組の参考とさせていただき、施策に取り組んでまいります。</p>
45	ア	<p>「第1章 総論」の県の動向等に、被害の状況にウンシュウミカンの浮皮症が挙げられているが、何故、特定の産物の特定の被害をここで挙げる必要があるのか。</p> <p>生産物のイメージを損ないかねない表現で削除すべきだ。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、第1章1イ「(イ) 県の動向等」（改定案3ページ）について、農産物全般についての表現に修正しました。</p>
46	イ	<p>「第1章 総論」の県の動向等に記載されている「熱中症搬送者数の増加」の対策として、適応策に夏場のオリンピックをやめることを打ち出すべきではないか。「ケ 森林等の整備・保全」に反して、貴重な木材を大量に消費する国立競技場もよろしくない。そもそも、飛行機や船でしか来られない日本に大量の外国人を呼ぼうとすること自体、温暖化対策として大間違いである。</p> <p>適応策には効果的な対策が見当たらないが、目玉施策として大変な効果が見込めるオリンピック開催返上を提示してはどうか。</p>	4	<p>オリンピック開催や国立競技場に関しては、神奈川県が言及するところではありませんが、神奈川県内での夏場のイベント等の開催については、熱中症予防対策を進めていきます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
47	イ	低炭素型のまちづくりの施策は適応策とも読める。緩和策に位置付けるのは単なる惰性ではないか。環境教育を適応策に含める必要性を検証しているとは言いがたい内容だ。部門ごとに緩和策と適応策を分ける必要があるのか、しっかり検討すべき。	3	緩和策は温暖化の原因を改善し温暖化を防ぐ取組であり、一方、適応策は温暖化による悪影響を最小限に抑えるための取組であり、目的が異なります。低炭素型のまちづくりは、まちづくりの面で温室効果ガスの排出削減を目指す緩和策です。環境教育は長期的に取組が必要な地球温暖化防止について、若い世代に理解し、考えてもらう機会を主目的にしているため、温暖化を防止する緩和策の取組として位置付けておりますが、環境教育の内容に、自然環境の変化や地球温暖化の影響など適応に関する内容も記載しました。
48	ア	この計画の適応策は発想が根本的に間違っていると思う。防災対策の基本は「最悪の事態に備える」ことだが、この計画の適応策は最小限の被害想定から段階的な対策を検討しようとしている。対策を立てるなら、最悪の事態に備えるべき。しかし、最悪の事態に対応できるなら、緩和策は不要となる。結論として、そのような矛盾をはらむものは、計画の体をなしていない。緩和策と適応策はどちらか一方にすべき。	3	適応策は、最大限の緩和策を講じても起こることが予測されている温暖化の影響に対処するための取組であり、緩和策と併せて取り組む必要があります。本県においても、これまでの「緩和策」に加えて、将来の影響を予測した上で「適応策」についても計画に位置付け、両方の取組を進めます。
49	イ	この程度の施策で温室効果ガス27%削減が可能なのか。個別施策の目標がこの程度で27%削減とは、どのような論拠なのか理解できない。これまでの計画でも、重点施策の目標がほぼ達成できていたのに温室効果ガスは増えている。その問題点を検証しないで、単に数値を並べてあるだけに見える。それぞれの目標数値の達成が27%削減にどれだけ寄与すると見込んでいるのか示して欲しい。	3	27%という削減目標は、国の「日本の約束草案」、「長期エネルギー需給見通し」、「長期エネルギー需給見通し関連資料」（2015（平成27）年7月）に掲げられた対策・施策の削減効果を算出し、「かながわスマートエネルギー計画」で掲げた、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を2030（平成42）年度に45%とする目標を加味することで設定した数値です。重点施策は県が特に力を入れて取り組む施策であり、目標数値はその進捗状況を確認するためのものです。
50	ア	エネルギー消費量は減っているのに温室効果ガスが増えているのは、スマートエネルギー計画が予定通り進んでも温暖化対策には繋がらない可能性があるということだ。分散型電源システムの構築が目標に掲載されているが、温室効果ガスが減らないエネルギーを分散させるよりも、火力発電所の数を減らしたり、温室効果ガスが発生しないよう設備を更新させるなど直接的な対策が必要ではないか。	1	温室効果ガスの排出量増加は、東日本大震災の影響による火力発電所の発電量の増加等が原因です。ガスコージェネレーションや燃料電池等は、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギーと併せて活用することでエネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く、地球温暖化対策にもつながります。ご意見を踏まえ、一定規模以上の電気事業者等への対策として、第2章3(3)ア(1)「g エネルギー供給事業者への対策」（改定案19ページ）を追加しました。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
51	イ	<p>重大な被害がすでに発生していて適応策が必要と説明しながら、環境教育の受講者数を10年以上かけて増やすことを目標にしているのは理解し難い。</p> <p>問題点を分析して、説得力のある対策を提示してほしい。</p>	4	<p>環境教育は温暖化を防止する緩和策の取組として、長期的に取組が必要な地球温暖化防止について、若い世代に理解し、考えてもらう機会とするために行ってまいります。</p>
52	イ	<p>適応策は、既に実施されている取組の寄せ集めに過ぎないように思える。この計画に位置付けなければ実施できない施策がないなら、少なくとも神奈川県が現時点で、適応策など策定する必要はない。</p> <p>国の計画をなぞった、県の主体性の無さが、このような無意味な施策集めになっているのではないか。</p>	3	<p>適応策については、改定素案53ページに記載しているとおり、既に実施している取組だけでなく、今後実施すべきと考えられる取組も記載しています。</p> <p>国の分類体系に沿って神奈川県における影響を予測・整理し、そのうち本県において影響が大きいと考えられる項目について施策を記載しています。</p>
53	イ	<p>地球温暖化対策教育で2020年度30,000人という数値目標を設ける意味が有るのか。</p> <p>温暖化防止のために教育や普及啓発を行うことは、政策としての効果は低い。教育や普及啓発の目的は、多様な価値観を育むためにそれぞれの価値観の功罪を知らしめることにある。仮に受講者30,000人すべてが環境を優先した生活を送ったとして、どれだけの温室効果ガス削減効果が見込めるのか。</p> <p>本来の目的を履き違えた施策を計画に位置付けるのは止めた方がよい。</p>	3	<p>緩和策の施策には、直接的な削減効果があるものだけでなく、間接的な効果があるものや、効果を測ることが困難なものも含め、現時点で県として当面取り組むべきと考える施策を幅広く位置付けています。</p> <p>温暖化防止のためには、県民一人ひとりの意識を転換することが重要であり、環境教育や普及啓発は、長期的に取組が必要な地球温暖化防止において必要なことだと考えます。</p>
54	イ	<p>産業部門の削減対策の「c 建設発生土対策の推進」について、事業活動における対策として、建設副産物全般に通じる問題点でなく、建設発生土対策に限定する必要がどこにあるのか。</p> <p>建設発生土を取り上げるなら、建設廃棄物の問題もとりあげるべきだが、「オ 廃棄物部門の削減対策」では、「3Rの取組を推進します」「再資源化等を推進します」など抽象論に終始しているのに、土砂については、「現場・事業内での切り盛りバランスの徹底」など、温室効果ガスの抑制とは本質的目的が異なる工法上の技術論まで記述されている。</p> <p>廃棄物に関しては埋め立て処分という活動量をいかに減らすかに言及すべきであり、建設発生土は建設副産物や建設廃棄物と共通する現場から処分場までの輸送による温室効果ガスの排出量を如何に抑制するかを検討しなければ意味が無い。</p>	1	<p>「c 建設発生土対策の推進」は、第2章3(4)「ア 産業部門」の「その他」の施策として位置付けており、「事業活動における対策」以外の、製造業等が産業部門として行うべき施策として記載しています。</p> <p>建設発生土は同じ建設副産物に含まれるものですが、建設廃棄物とは異なり、埋立てや盛土の材料として利用可能な「再生資源」です。</p> <p>「現場・事業内での切盛りバランスの徹底」は現場内で建設発生土を最大限利用し、現場から発生土受入地等への輸送量を減少させることで、温室効果ガスの抑制につながります。</p> <p>また建設廃棄物については、第2章3(4)オ(イ)「f 建設リサイクルの推進」において取り組んでいます。</p> <p>建設リサイクル法に基づき、アスファルト、コンクリート等特定建設資材の分別・再資源化等を推進することで、温室効果ガスの抑制につながります。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理No.	意見分類	意見の概要	反映区分	県の考え方
55	ア	温室効果ガスの排出量の算出方法が活動量×排出量であることを示すべき。そうしないと、何故、対策によって温室効果ガスが削減されるのかが、理解できないと思う。	1	ご意見を踏まえ、第2章「1 温室効果ガスの排出状況」（改定案9ページ）に、排出量推計の方法についてのコラムを追加しました。
56	ア	「重点施策に係る目標」を達成することで活動量や排出係数が改善されるとは言えない。何を改善することを目標にした数値設定なのかを明確に示していただきたい。	1	重点施策は県が特に力を入れて取り組む施策であり、目標数値はその進捗状況を確認するためのものです。ご意見を踏まえ、重点施策の目標について、設定した目的の記載を追加しました。
57	ア	環境アセスメントで現在、川崎や横須賀にある発電所の更新計画が提出されている。設備の更新により温室効果ガスの削減は見込まれるようだが、原料が同じである以上、排出係数に変更はないのだろう。それならば、更新は認めず、再生可能エネルギーへの転換を促すのが筋だろう。 温暖化対策計画では、火力発電所の発電量の増加を原因として分析しておきながら、環境アセスメントの評価では設備改修による効果を認めるとするのは、ダブルスタンダードではないか。 私は、環境アセスメントにおける判断が妥当だと思う。したがって、こうした設備更新による削減効果も緩和策として認め、その効果を認めない安易な分析をこそ改めるべきだと考える。	1	温室効果ガスの2030年度対策後排出量は、発電所の設備更新による削減効果も見込んでいます。 引き続き発電所の新・増設に際し、事業者に環境保全対策を求めています。
58	ア	平成22年3月の計画では、取組の方向性から事業目標を説明する過程に図解付きの丁寧な説明があり、重点施策や事業目標の選定理由がまだしも理解できたが、改定計画の素案では、重点施策の選定や目標数値の設定根拠の説明に具体性がなく、とても曖昧だ。 これまでの計画ですら温室効果ガス削減には失敗しているのだから、その反省を踏まえて、実効性の高い計画を作るべきなのに、これでは逆だと思う。	1	ご意見を踏まえ、第2章3「(3) 施策」の重点施策に係る目標について、文章による説明を追加しました。（改定案21, 25, 30, 32, 38, 45, 47ページ）
59	ア	エネルギーが減っているのに温室効果ガスが増加しているのは、スマートエネルギー計画を進めても温室効果ガス削減には効果が見込めないということではないか。また、火力発電所の発電量増加も、再生可能エネルギーの導入が見込みどおり進まなかったせいだろう。 新たな計画では、スマートエネルギー計画との関係について、こうした実績を踏まえた見直しを行うべきだ。	3	温暖化を防止するために、今後も太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進してまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
60	ア	今回の改定から地球温暖化対策を緩和策と適応策に分けたそうだが、このようなことが必要なのか。 分ける必要があるなら、クールビズなどのライフスタイルや、環境共生のためのまちづくりは、適応策になるのではないか。環境教育も、緩和策だけでなく適応策も必要だろう。 中身の整理もせず分けることだけ決めるような計画は、止めた方がよい。	1	今回の改定で、これまでの緩和策に加えて、適応策を新たに計画に位置付けるものです。 ご意見を踏まえて整理を行い、第1章総論「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）として、適応策の位置付けについての説明を修正しました。また、環境教育については緩和策として位置付けていますが、ご意見を踏まえ、環境教育の内容に、自然環境の変化や地球温暖化の影響など適応に関する内容も記載しました。（改定案46ページ）
61	イ	私は、CCSの技術こそ温暖化対策の切札になると見ている。コラムで他人ごとのように書くのではなく、実用化を支援すべきだ。 県内の温室効果ガス排出量の0.3%しか吸収できない森林保全や、相関性が疑わしいエネルギー対策などより、遥かに費用対効果が高いだろう。	2	現時点で県では実用化に向けた検討まで至っていない技術のため、本計画ではコラムによる技術の紹介とします。
62	ウ	パブコメ資料の縦覧方法について、かながわアジェンダ推進センターにはパブコメ開始の公表から閲覧用のファイルが置かれたが、横浜地域県政情報コーナーには28日になっても閲覧用資料が置かれていなかった。印刷物を閲覧できるようにしていただきたい。	4	県民意見募集の閲覧用に資料を印刷したファイルについては、横浜を始め、県内各地域の県政情報コーナーにも配架いたしました。資料をお探しの際に、他の方が閲覧されていた、または資料が見つかりづらかった可能性が考えられます。 今後も、県民の皆様に関覧いただく資料については、適切に配架を行います。
63	ア	表1-2「かながわスマートエネルギー計画の概要」関連で、概要の表が県単独の表では判り難いので、国における計画との対比表としてまとめ、国よりも先行している取組、県独自の取組がわかるようにしてほしい。それがあっての27%の背景ではないか。	3	第2章2(2)「目標の設定方法」（改定素案13ページ）に、27%という目標の設定方法を記載しており、削減見込量は、国の対策・施策の削減効果に、かながわスマートエネルギー計画で掲げた「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を2030年度に45%」という目標を加味して算出したものです。
64	ア	27%削減という目標について、国の定めた26%を超える目標を掲げることは良いことではあるが、県内産業振興への影響などを考えると、どのようなメリットがあるのか。政策的意図を合理的に説明してほしい。	4	国を超える数値となったのは、国の取組に加えて、分散型電源の導入促進が国より進むことを見込んだためです。国より厳しい削減施策を実施し産業へ影響を与えるものではありません。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
65	ア	表2-5「温室効果ガス排出量（2030年度）の目安」の下の文章について、ガス排出量の表の計が26.7%なのに、その下の文章で26.9%としているのはどのような理由なのか。 また、その下の「目標の設定方法」にある「削減見込量」とは、2030年度の削減量の数値、いわゆる織り込み済みの数値という意味か。教えてほしい。	4	表2-5は、森林等による温室効果ガス吸収源によるCO ₂ 吸収量を加味しない場合の数値（26.7%）で、表の下の文章は、CO ₂ 吸収量を加味した場合の数値（26.9%）を示したものです。 また、削減見込量は、2030年度における削減量の数値です。 なお、改定案においては、最新の数値を使用して更新したため、改定素案から一部の数値が変更しておりますのでご注意ください。
66	イ	P21「a 優れた温室効果ガス削減の取組に対する顕彰」について、削減実績を挙げた企業を「かながわ地球環境賞」で表彰するとあるが、実際には環境設備の高度化を進めることになるので、企業の負担が大きくなる。 従って、より強い動機付けを与えるには、減税や賞金のほうが現実的なメリットがあるのではないか。	2	かながわ地球環境賞は、日々の温室効果ガス削減に関する取組や、地球温暖化対策技術の開発・製品化等の実績などについて表彰するものです。また、環境設備の高度化を進めることになり、企業の負担が大きくなったとしても、企業が設備投資として検討した結果であるものと考えます。 減税については、地球温暖化対策税などの国の動向も踏まえる必要がありますので、今後も国の動きを注視していきます。
67	イ	「事業活動温暖化対策計画書」作成では、自主的な取組を待つのではなく、助成金などを出して早く対策計画を策定させ、それを実現することが重要ではないか。	2	「事業活動温暖化対策計画書制度」は、大規模排出事業者が自主的に二酸化炭素排出量削減に向けた取組を促すことを目的としています。 事業者の取組促進については、大規模排出事業者以外の中小規模事業者への省エネルギー対策の支援などを通じて取り組んでいきます。
68	ア	「第4章 計画の推進」について、本計画が達成できないときには追加的な措置が行われると考えられるが、その判断基準はどの程度と想定しているか、知りたい。	4	毎年度の温室効果ガス排出量や重点施策の実施状況、2020（平成32）年度の温室効果ガス排出量等を把握した上で計画の検証を行い、必要に応じて見直します。 また、国において、2030（平成42）年度の温室効果ガス削減目標を見直した際には、本県の目標についても検討を加え、必要に応じて見直します。 さらに、社会状況の変化などを踏まえ、必要があると認められる場合には、適宜計画を見直します。
69	イ	電力自由化に伴い、再生可能エネルギーによって発電する電力の割合が大きい事業者の選択を県民に促すとあるが、どれくらいの割合であれば大きいと言えるのか。 コジェネや水素を含めた、理想的な電源構成をこそ示すべき。 こうした行政計画で具体的かつ明確な電源構成を示すべきで、示さずに県民への普及を図るのは無責任だ。	4	現在は電源構成の開示が義務化されていませんが、再生可能エネルギーによって発電する電力の割合が大きい事業者とは、他事業者に比べて相対的に割合が大きいことを意味しています。 また、電源構成については、「かながわスマートエネルギー計画」に記載しています。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
70	イ	<p>ZEHやHEMSのような手の掛かる建築工事や最新の機材を必要とするものは、トータルで見ると温室効果ガスの削減にならないと思う。結果として、これまでのところ温室効果ガスは増えてしまっているのだから、考えを改めることが必要なのに、新たな計画でも同じ轍を踏もうとしているように思える。</p> <p>私が思うに、低炭素型のライフスタイルというのは、資材を再利用して建てた家で生活するようなイメージだ。神奈川県では、新築を抑制して空き家の有効利用を促す対策などが考えられる。</p> <p>少なくとも「新築建築物・新築住宅の省エネルギー基準適合割合」など不動産会社の営業広告のような目標は設定すべきではない。</p>	1	<p>新築建築物・新築住宅の省エネルギー基準適合割合は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」により段階的に義務化されることに関連する目標です。</p> <p>ご意見を踏まえ、既存住宅の省エネルギー化に関する取組を入れたほか、上記の目標については、第2章3(3)ウ(リ)「住宅の省エネルギー化」に係る目標（改定案30ページ）について、既存住宅の省エネルギー化に関する目標である「住宅ストック全体のうち、窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用した住宅ストックの比率」に変更しました。</p>
71	ア	<p>温暖化対策を緩和策と適応策に分ける理由が分からない。分けることで、かえってわかりにくい計画になっている。</p> <p>一つの問題に緩和策と適応策の二つの対処方法があったとして、行政機関がどちらにすべきか判断できるようなものではないと思う。</p> <p>行政はこれまで通り緩和策に専念し、適応策はその時、その場の判断に任せた方が賢明だと思う。</p>	3	<p>緩和策と適応策は、温暖化の原因を改善し温暖化を防ぐ取組と、温暖化による悪影響を最小限に抑えるための取組と整理させていただき、両方に取り組むべきものとしております。</p>
72	イ	<p>これまでの計画では、2020年迄の太陽光発電の導入を当初の20倍にするとなっていた筈だが、素案では、再生可能エネルギーについての目標が分散型電源による発電量の割合を目指すことにすり替わっている上に、合理的な説明すらないのは、大変おかしい。</p> <p>分散型電源の導入を進めれば、再生可能エネルギーの導入も進むということが実績等から証明できるのか。</p> <p>少なくとも、素案の書き方では、見込みが外れたので数値目標をすり替えようとしているように見える。再生可能エネルギーの目標は、これまで通りとするか、変更するなら明確で合理的な理由を示すべき。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等は、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入の拡大を図ります。</p> <p>これら2つの重点施策により「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p> <p>なお、現行の計画での太陽光発電に関する目標は、資料編にあるとおり達成しています。（目標：2011年度までに41,640件 実績：2011年度末48,170件）</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
73	イ	産業部門の削減対策「c 建設発生土対策の推進」の、建設発生土について、埋め立ての際の切り盛りの工夫でどれだけCO ₂ が削減できるのか。 土砂は、発生現場から処分現場までの輸送でガスが発生する。県内では、新国立競技場の発生土を、都内で利用せず相模原に移送しようとしていることこそ問題で、計画を見直させるなど考える方が良い。	4	建設発生土の発生の抑制（切盛りバランスの徹底）とは、発生現場において建設発生土の発生量（土を掘る量）と建設発生土を利用する量（土を盛る量）のバランスを取ることであり、発生現場から発生土受入地等に輸送する量を減少させる取組により、温室効果ガスの抑制につながります。 なお、個々の建設工事の発生土の移転先についての選択は事業者の判断に委ねられております。
74	ア	今回の改定から適応策を設けるような書き方をしているが、適応策の施策は以前からあったような取組の内容だし、クールビズのような緩和策になっている施策にも実際には適応策であるものが見られる。 そもそも、緩和策と適応策は峻別できるものなのか。環境教育のように区分けに不向きな分野もあると思う。 これまで通り地球温暖化対策は一つとした方が良い。	1	適応策については、改定素案53ページに記載しているとおり、既に実施している取組だけでなく、今後実施すべきと考えられる取組も記載しています。また、クールビズについては、気温に合った服装をすることで冷房機器の使用を控えて省エネルギーを図るといった緩和策であると考えています。 環境教育については緩和策として記載しますが、ご意見を踏まえ、環境教育の内容に、自然環境の変化や地球温暖化の影響など適応に関する内容も記載しました。（改定案46ページ） 緩和策と適応策は、温暖化の原因を改善し温暖化を防ぐ取組と、温暖化による悪影響を最小限に抑えるための取組と整理させていただき、両方に取り組むべきものとしております。
75	イ	ガスコージェネレーションは普及を図るべきものなのか。基本的には火力発電であり、排熱の有効活用といっても、熱を発電に使用できるものではないし、故障のリスクもあるため既存の送電を断ち切ることもできない。家庭の電気代やエネルギー消費は減るかもしれないが、神奈川県のような温暖な地域では温室効果ガスは減らない。街中に小型の火力発電所を多数作るようなものだ。 スマートエネルギー計画ではよいだろうが、温暖化対策計画からは除外すべきだ。	3	ガスコージェネレーションは、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を計画に位置付けています。
76	ア	温暖化対策は本来、温室効果ガスの削減を目標とし、方向性や目的が明確で計画の必要性が理解できるが、この素案では、削減目標は緩和策の目標に限定されて、適応策には目標がない。 行政計画というのは、目標があってこそ成立するのであり、この素案の施策では目的が不明確で、計画の必要性が理解されない。 温暖化対策として変化に対応する必要は理解できるが、行政計画として計画を立てるなら、目標を明確に示すべき。	2	適応策は今後生じてくる温暖化の影響も含めて対処するものであるので、現時点では、目標を設定することにはなじまないと考えます。 今後の国内外の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討します。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
77	ア	<p>国の計画と温室効果ガス削減目標はほとんど変わらないが、電源構成における原子力発電の比率が神奈川県と国で差がないのか。</p> <p>今回の改定における電源構成の想定を明確に示し、スマートエネルギー計画を掲げる神奈川県と国との差をはっきり示すべき。</p>	1	<p>エネルギー消費による温室効果ガス排出量の推計にあたり、電源構成は国と県で同程度と見込んでいます。また、削減見込量は、国の対策・施策の削減効果に、かながわスマートエネルギー計画で掲げた「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を2030年度に45%」という目標を加味して算出したものです。</p>
78	イ	<p>産業部門の削減対策「c 事業の登録制度の運用」は、事業者の申請は何処で公表されているのか。これまで何らかの成果はあったのか。</p> <p>特にE S C O事業については、神奈川県で、今後、新たな導入をする予定があるのか。県で導入予定がないなら、引き続き計画に示すのは良くない。</p> <p>また、導入予定があるとしても、県が公表しているE S C O事業の導入実績でCO₂の削減成果を見ると、必ずしも効果があるとは言えない。効果があった施設とない施設との差や問題点を示さずに「温室効果ガス削減に向けた取組を促します」と書いているのは無責任だ。</p>	3	<p>「事業の登録制度」による登録事業者は、下記の県HPに掲載しています。</p> <p>「他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録制度登録事業一覧（登録簿）」 （http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417445/p448754.html）</p> <p>また、事業の登録制度は、神奈川県地球温暖化対策推進条例第49条の規定に基づき、他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業について、事業者からの申請に基づき県が登録簿に登録し公表することで、事業者や県民の皆様が自らの温室効果ガス排出量の削減に取り組む際の参考としていただくことを目的とするものですので、成果の把握はしておりません。</p> <p>県施設におけるE S C O事業は、平成16年度に策定した「神奈川県E S C O事業導入計画」等により、省エネルギー診断の結果や大規模改修の予定を考慮し、平成22年度までにE S C O事業に適した施設に導入されており、現時点では新たな導入予定はありませんが、民間事業者への導入促進は重要であると考えています。</p> <p>E S C O事業はCO₂排出量を削減する方法の一つであり、様々な省エネルギー化の方法がある中で、各施設等がそれぞれの状況に合わせて方法を選んでいただき省エネルギー化を進めていただくことが重要であると考えます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
79	イ	<p>ガスコジェネレーションシステムは概ね火力発電であり、家庭がコジェネを導入しても、電力会社は安定供給のため火力発電所を稼働せざるを得ないので、温室効果ガスの削減にはならない。</p> <p>スマートエネルギー計画では地産地消としてコジェネの設置を進めようとしているが、コジェネによる熱回収効率は80%程度であり、普及が進めば排熱の総量は増える。</p> <p>神奈川県は元来の発電施設が集中しているわけではなく、コジェネが普及すればヒートアイランドが加速化するだろう。それよりもこれまで通り太陽光発電などの導入を進めるほうが健全だ。</p> <p>スマートエネルギー計画では、分散型エネルギーの中に再生可能エネルギーを位置付け、太陽光発電の導入量を2020年度で38億kwh、再生可能エネルギー全体で57億kwhと明記している。温暖化対策ではこの数値を目標に掲げるべき。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコジェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率がよく温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p>
80	ア	<p>現状の分析で、温室効果ガスが増加した理由を原発の停止や火力発電所の発電量の増加と言っているが、これまでの計画の方向性に誤りはなく、再生可能エネルギーの導入目標が低すぎたことが失敗の原因だ。</p> <p>改定するならば、もっと高い目標を掲げ、火力発電所施設の更新を抑制するとともに、新規参入業者の再生可能エネルギーの電源構成割合に応じて、県が補助等をする仕組みを設けるべき。</p> <p>現状分析で、原発の停止 = 火力発電の増加と書くだけで原因に踏み込まず、適応策などということまで設けようとしている。これではこれまでの方向性の間違いを認めるようなものだ。</p> <p>このような杜撰な分析では、27%の削減目標も説得力を持たない。原発に過度に依存しないと神奈川県の電源構成の比率のベストミックスを明確にせず、付け焼刃のような施策を並べても温室効果ガスが削減できないことは、これまでの計画の失敗からも明白だ。</p> <p>適応策などは必要なく、これまでの目標水準の低さを改めるべき。</p>	3	<p>再生可能エネルギーについては、今後も導入促進に取り組んでまいります。</p> <p>適応策は、最大限の緩和策を講じても起こることが予測されている温暖化の影響に対処するための取組であり、緩和策と併せて取り組む必要があります。</p>
81	ア	<p>適応策がないために対応できなかった問題があるのか。少なくともここに書いてあることを実施するのに計画が必要なら、今後、刻々と変わる状況に対応できないだろう。</p> <p>逆に、対応できるなら、計画を作る必要はない。これまでどおり個別の判断にゆだねた方が迅速で適切な対策を講じられるだろう。</p>	3	<p>「パリ協定」において、「適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスの行動と実施に取り組む」こと等が規定され、国も平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。本県においても、これまでの「緩和策」に加えて「適応策」についても計画に位置付け、両方の取組を進めます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
82	イ	<p>P15「イ 施策の方向性」について、内容が矛盾している。県内の温室効果ガスの排出量の94%は、原油や天然ガスを含む燃料の燃焼に伴う排出であるのに、原油や天然ガスを原料とするコジェネの導入を含めた分散型電源システムの構築を目指すのか。これでは、計画を進めると温室効果ガスが増加するのではないか。</p> <p>計画の方向性が根本的に間違っていると思う。</p>	3	<p>ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策につながります。</p>
83	イ	<p>県が進めてきている太陽光パネルは、法定耐用年数が17年しかなく、ライフサイクルコスト（LCC）で考えればCO₂の抑制に寄与しているとは思えない。</p> <p>太陽光・太陽熱利用のためのハードの寿命が短くては、処分にかかるコストとなつて環境負荷を無駄に上げるだけだ。山林としておけばよい場所までメガソーラーなど作るのは逆行ではなかったのか。</p> <p>導入を続けるべきだというなら、これまでのCO₂削減効果をLCCまで含めて算出して欲しい。</p>	2	<p>国の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」に即して、太陽光発電設備の所有者等に対するリユース等の周知や、処理業者による適正なりサイクルを促進するなど、排出量の削減に取り組めます。</p> <p>また、国では、平成26年度から5年間の事業として大量処理や様々な太陽光パネルに対応する低コストリサイクル技術の開発に取り組んでおり、国の動きを注視していきます。</p>
84	イ	<p>電力小売り自由化に伴う普及啓発として、県が率先して再生可能エネルギーによって発電する電力の割合が大きい事業者と契約して、その実績を公表する形をとると良いと思う。</p>	2	<p>ご意見を今後の取組の参考とさせていただき、県として自らの温室効果ガスの排出削減に積極的に取り組んでまいります。</p>
85	ア	<p>火力発電所の発電量が問題ならば、電力を供給する側に対策を求める方が効果的だ。老朽化した火力発電所については、更新を認めず、再生可能エネルギーによる導入を求めればよい。</p> <p>現在、川崎や横須賀で計画されている火力発電所に関する環境アセスメント審査の内容では、新たな施設は温室効果ガスの排出が抑制されるようになっている。そうであれば、問題なのは更新されていない古い施設の稼働であり、古い施設の稼働停止を求め、施設の更新を促せばよい。</p> <p>供給量が減少することにより、消費者の側でも、否応無く分散型エネルギーシステムの構築を進めるのではないか。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、エネルギー転換部門の削減対策として、第2章3(3)ア(イ)「g エネルギー供給事業者への対策」（改定案19ページ）を追加しました。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
86	イ	<p>ガスコージェネレーションシステムの元となる天然ガスは殆どが輸入であり、地産地消という点で太陽光発電に劣る。そもそも、排熱の有効活用を掲げているが、熱を出すシステムであり温暖化を悪化させる。県は温暖化を建前に、産業界が有利になることばかり考えている。エコ10トライでは未だに太陽光発電の導入を促しているのに、県民を馬鹿にした話だ。計画が改められない限り、この計画は今後一切、支持しない。</p>	3	<p>ガスコージェネレーションは、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を計画に位置付けています。</p> <p>太陽光発電を含む再生可能エネルギーについては「再生可能エネルギー等の導入加速化」として重点施策に位置付けており、今後もさらに普及促進に取り組むこととしています。</p>
87	イ	<p>排出権の取引制度を導入して、海外の森林保全などに企業の投資を促すべきだ。吸収源効果が目標数値の0.3%しかない森林保全のために、県では水源税で巨大な投資をしている。その一部を補助金や減税措置とし、排出権の取引制度を導入して、海外の森林保全や火力発電設備改修に投資している企業に振り向けばよい。</p> <p>そもそも、神奈川県や日本では発電設備の効率化を積極的に進めており、事業活動温暖化計画書など出させなくとも、企業は経営戦略上、コストダウンの観点から効率化を進めるため、県の施策により引き出される効果は限定的だ。</p> <p>重点施策の目標が達成されているにも関わらず温室効果ガスが上昇したことは、方向性や目標の水準設定に問題があったということであり、その問題点を改めるべきだ。</p> <p>排出権取引を導入しないなら、その必要がないことを論証していただきたい。</p>	2	<p>排出量取引については、特定の地域に導入すると、規制の緩やかな地域に事業所が移転する可能性があり、製造業が多い本県においては産業の空洞化を招く恐れがあり、全国統一で導入すべきと考えます。国は地球温暖化対策計画において、国内排出量取引制度について「慎重に検討を行う」としていますので、今後の国の動向を注視していきます。</p>
88	ア	<p>行政計画は、現状を分析して課題を把握し、それに対する手段を設定した上で、その実行方法として作成するものだ。</p> <p>特に今回は、緩和策と対応策で対応の仕方も違うので、「熱中症搬送者数の増加」「ウンシュウミカンの浮皮症の発生」「暖海性魚類による磯焼け」といった被害の例について、緩和策を強化すべきか、新たに適応策で対応していくか、対応も具体的に示すべきだ。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、適応策について影響と対策がわかりやすくなるよう、「第3章 適応策」（改定案51～63ページ）の記載を修正しました。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
89	イ	<p>知事は昨年、長期エネルギー需給見通し骨子（案）の2030年の電源構成における「再生可能エネルギーの比率」を35%とする目標を達成するために必要な対策を講じることを国に要請している。</p> <p>ところが、県のスマートエネルギー計画では、県内の「年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を2020年度で25%、2030年度には45%を目指すこととなっており、再生可能エネルギーを分散型電源の一部としか位置付けておらず、ダブルスタンダードだ。</p> <p>地球温暖化対策計画では太陽光発電の設置件数を目標としていたのに、改定素案では、スマートエネルギー計画と同様に年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合とされている。分散型電源で大きな柱となっているガスコージェネレーションは火力発電であり、再生可能エネルギーの導入拡大と比べて、削減効果は限定的だ。</p> <p>知事が国に要請した目標を踏まえ、本県としての電源構成における再生可能エネルギーの比率に関する目標を明確に示すべきだ。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p>
90	ア	<p>適応策は地域の特徴を踏まえる必要があり、業種によって対応が異なる。農林水産業の対策などは経営判断でもある。国や自治体が対応策を提示するのは、非現実的ではないか。</p> <p>記載されている農林水産業の施策は技術支援や情報提供となっているが、従来の行政で通常業務として取り組まれていることで、温暖化対策として実施しているものでもない。農林水産業は、毎日の天候変化に対応する体制が既に構築され実施されており、適応策は周回遅れだ。</p> <p>まちづくりやライフスタイルの転換などに焦点を絞らないと、無駄を増やすことになる。</p>	3	<p>「パリ協定」において、「適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスの行動と実施に取り組む」こと等が規定され、国も平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定しました。本県においても、これまでの「緩和策」に加えて「適応策」についても計画に位置付け、両方の取組を進めます。</p> <p>なお、適応策については、改定素案53ページに記載しているとおり、既に県で実施してきている施策についても位置付けています。</p> <p>また、農林水産業は、気候変動の影響が大きい分野であり、本県において影響が大きいと考えられる項目については適応策に位置付け、施策を実施する必要があると考えます。</p>
91	イ	<p>「ケ 森林等の整備・保全」について、森林吸収の対全国比は0.3%で、温暖化対策としての機能は微々たるものだ。現状と課題で示されている水源保全や緑地保護上の課題も、温暖化対策として記載する必要がない。</p> <p>特にカーボンストックは詭弁であり、生きている木を伐採して木材にすればCO₂を吸収する効果は失われる。せめて間伐材の使用に限定すべきだ。</p> <p>神奈川県は木材の消費地であり、県内産の木材を利用することによる輸送面でのCO₂削減効果や、県産、国産木材利用による外国の森林資源の保全といった効果の面をここでは訴えるべきだと思う。</p>	4	<p>ご意見のとおり、本県の森林面積が全国の森林面積に占める割合は小さいですが、厳しい削減目標を達成するためにも、森林整備等の森林吸収源対策は必要なことであると考えます。</p> <p>カーボンストックについては、伐採跡地への植栽等により、引き続き森林として育成していくことで、新たなCO₂の吸収に寄与します。また、伐採した木は腐る際に固定したCO₂を排出するため、木材として利活用することで、カーボンストックを維持させることができます。</p> <p>県内の森林整備・保全や県産木材の利用促進等を行うことで、ご意見にあります外国産木材の輸入の削減にもつながると考えます。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
92	イ	「ケ 森林等の整備・保全」の、都市部における緑地保全について、生物多様性の保全など温暖化と関係ない理由なら、この計画に掲載する必要はない。都市の緑化は熱貯蓄性の高い舗装を少なくしヒートアイランド現象の緩和に役立つなど、温暖化対策面の効能をしっかりと記述すべきだ。	1	緑地保全についてはCO ₂ 吸収源として位置付けています。 また、ヒートアイランド現象の対策としては改定素案55ページの適応策に記載しています。
93	ア	当初の計画の削減目標が達成できておらず、再生可能エネルギー導入の遅れ等の反省や考察もせず、計画の改定を図るのは怠慢だ。削減目標を達成できていない原因を精緻に分析し、削減目標を達成するための具体策を示し、その上で適応策を作成すべきだ。	4	今回の改定では、CO ₂ 排出量の増加や国際的な動向等、様々な状況の変化を踏まえ、削減目標や施策を見直しています。
94	ア	27%という削減目標が高すぎて、達成できると思えない。重点施策の目標を達成するだけでは達成可能と思えない。根拠などを書かないと、信じられない。	4	27%という削減目標は、国が掲げる目標の前提となった「日本の約束草案」、「長期エネルギー需給見通し」、「長期エネルギー需給見通し関連資料」（2015（平成27）年7月）に掲げられた対策・施策の削減効果を算出し、「かながわスマートエネルギー計画」で掲げた、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を2030（平成42）年度に45%とする目標を加味して設定した数値であり、厳しい目標ですが、実現に向けて取り組む必要があります。 重点施策は県が特に力を入れて取り組む施策であり、目標数値はその進捗状況を確認するためのものです。
95	ア	国や県は、東日本大震災以降、原子力発電が停止し温室効果ガスが増えたというが、節電や省エネも相当進んでいる。電力自由化されたのに、東京電力という特定の事業者から提供されたデータに基づいて計画を作ること自体、不適切ではないか。	4	温室効果ガスの排出量の算定には、東京電力以外の電力供給源のデータも用いています。
96	ア	なぜ適応策の施策に環境教育がないのか。緩和策で避けられない影響があるなら、そのことを伝え、対応を学び、ともに考える環境教育はとても重要だ。適応策が必要になる原因を考えることで、緩和策の必要性や意義への理解が深まるという良い循環が生じるのではないか。	1	ご意見を踏まえ、環境教育の内容に、自然環境の変化や地球温暖化の影響など適応に関する内容も記載しました。（改定案46ページ）
97	ア	温室効果ガスが増えてしまったことはとても残念だが、これまでの取組が何の役にも立たなかった訳ではないと思う。ただ、「第1章 総論」「1 計画改定の趣旨」の書き方では、緩和策の効果が伝わらない。これまでの取組がなければ、これくらい悪化していたということを書いたほうが良い。 また、資料編の施策の報告でも、施策により温室効果ガスがどれだけ削減できたか「見える化」すれば、取組に力が入ると思う。	2	個々の取組の温室効果ガスの削減効果については、把握が困難なものもありますが、ご意見を踏まえ、今後、施策による温室効果ガス削減の「見える化」について検討します。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
98	ア	国レベルでも県レベルでも削減目標が達成できておらず、改定が必要なのは明らかだが、内容がこれでよいとは思えない。 改定によって現状の問題をどのように解決しようとしているのかわからない。問題点の検証と改定の方向性をもっと丁寧にすり合わせて欲しい。	1	今回の改定では、CO ₂ 排出量の増加や国際的な動向等の状況の変化を踏まえ、新たな削減目標の設定とそのために取り組むべき施策を位置付け、削減目標の実現を目指していきます。 現状の課題と施策の方向性等については、緩和策の施策に、各部門の「(ア)現状と課題」「(イ)主な施策」に記載しています。
99	ア	火力発電所の発電量の増加は、エネルギー消費量は減っているのだから、発電効率の悪さが問題であり、これは分散型電源の構築では改善できない。	4	発電所については、一定規模以上の発電所の新・増設に際しての環境アセスメント実施などにより、事業者に温室効果ガスの削減等の環境保全対策を求めています。 また、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入加速化に取り組んでまいります。
100	イ	環境省では、法定耐用年限を迎える太陽光パネルの対策を検討し、ガイドラインを設けた。この問題は、これまで太陽光パネルの導入を積極的に進めてきた神奈川県でこそ、真剣に検討すべき問題で、まったく記述がないのはとても無責任だ。 「オ 廃棄物部門の削減対策」の余白にコラムぐらい載せてはどうか。	1	ご意見を踏まえ、第2章3(3)カ(イ)「a 太陽光発電の導入加速化」（改定案36ページ）に、使用済み太陽光発電設備のリユースやリサイクルの促進について記載しました。
101	イ	ガスコージェネレーションについて、太陽光発電等と比べた際のデメリットもきちんと説明すべき。このシステムの最大のデメリットは、燃料である天然ガスを国外からの輸入に頼らなければならない点だと思う。 分散型電源は地産地消が売りだが、燃料を輸送することまで考えれば、送電ロスなど比較にならないほどの環境負荷だ。ガス田での採掘は勿論、LNGであれば液化に伴う温室効果ガスの排出もある。	4	ガスコージェネレーションは、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、県では再生可能エネルギーとともに、ガスコージェネレーションの普及を推進しています。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
102	イ	<p>産業部門で製造業の排出量が減ったのは、生産拠点の海外への移転が進んだからだ。要するに、活動量の抑制が効果的な温暖化対策だということだ。</p> <p>神奈川県では、これまでの計画で太陽光パネルを、この素案では分散型電源と称して、コジェネやら Z E B やら進めようとしているが、こうした計画が温室効果ガスを増やしている。</p> <p>こうした詐欺師のような真似は、もう止めるべきだ。</p>	4	<p>産業部門では製造業の事業所数は減少しており、そのことが排出量の減少に影響を与えている可能性はありますが、事業者の効率化や省エネルギー等の取組は、厳しい削減目標を実現するために必要なことと考えます。</p> <p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p>
103	イ	<p>産業部門および業務部門における対策について、電力の小売自由化により、エネルギー単価が減少傾向にあり、従来の E S C O 事業で実施してきた高効率機器への取り替えだけでは環境価値とコスト削減の両立が難しくなっていくと思われる。今後は、エネルギー管理と保守までを含めた「E S P 事業」を進めることにより、エネルギーの使用方法管理により更なる省エネが実現できる。</p> <p>「大規模事業者における E S P 事業の推進」を施策に追加してはどうか。</p>	2	<p>「E S P 事業」については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
104	イ	<p>産業部門「b Z E B の普及」、家庭部門「a Z E H の普及」について、Z E B ロードマップ検討委員会での Z E B の定義にそぐわない表現であるので、表現を修正すべき。（Z E H についても同様。）</p> <p>（修正案）</p> <p>「電力系統に頼らない」</p> <p>「エネルギー消費を極力抑え、災害時にもエネルギー的に自立した」</p>	1	<p>ご意見については、第2章3(3)イ(1)「b Z E B の普及」及びウ「a Z E H の普及」の記載に反映しました。（改定案23、28ページ）</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
105	イ	<p>家庭部門「f 電力の小売全面自由化に伴う普及啓発」について、電力の環境性は、再生可能エネルギーの導入割合だけでなく、二酸化炭素排出係数によって評価されるべきもので、「電力小売営業に関する指針」でも、電源構成とともに、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を併せて記載することが望ましいとされている。</p> <p>また、「FIT電気」は賦課金を通じて国民全体の負担によって賄われており、排出係数でもFIT電気の調整を経た「調整後排出係数」の記載が指定されている。</p> <p>電力小売事業者は、二酸化炭素排出係数を低減すべく高効率火力電源の導入等にも取り組んでおり、県民が正確に理解したうえで事業者を選択できるよう、表現の修正が望ましい。</p> <p>（施策の修正案）（コラムの修正案は記載略）</p> <p>「再生可能エネルギーによって発電された電力の割合が大きいなど、」</p> <p>「二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の低減や、再生可能エネルギーの導入により、」</p>	1	<p>改定素案29ページ「f 電力の小売全面自由化に伴う普及啓発」では、「再生可能エネルギーの割合が大きいなど」は例示として記載しているため、修正はしないこととします。</p> <p>「【コラム】電力の小売全面自由化」については、ご意見を踏まえ、「CO₂排出係数（調整後排出係数）」を記載に追加するなど修正しました。（改定案28ページ）</p>
106	イ	<p>家庭部門「b 省エネルギー性能に優れた家電製品や設備機器の普及」について、「高効率な給湯機器などへの買替や、（中略）家庭用燃料電池（エネファーム）などの導入について・・・」という記載がある。</p> <p>省エネルギー効果の高い給湯器として、大気熱を利用したヒートポンプ給湯器「エコキュート」を追加しイメージをわかりやすくすることで、省エネルギー性能に優れた設備機器の普及につながる。</p>	1	<p>ご意見については、第2章3（3）ウ(イ)「b 省エネルギー性能に優れた家電製品や設備機器の普及」の記載に反映しました。（改定案29ページ）</p>
107	イ	<p>「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」のコラム「ガスコージェネレーションのメリット」について、コージェネレーションシステムがエネルギー効率の高い運用となるのは、電力と熱・給湯の両方が同時に消費される需要に限られ、発電に伴う廃熱を利用しきれずモノジェネレーションとなる場合もあるため、誤解を与えない表記が必要。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、第2章3（3）ウ(イ)【コラム】の記載を修正しました。（改定案38ページ）</p> <p>（修正前）発電時に発生する廃熱を有効活用すること</p> <p>（修正後）電力と廃熱の両方を有効活用すること</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
108	イ	<p>「ク 低炭素型のまちづくり」について、新たに計画される地域開発事業等においては、地域熱供給事業を推進することで、再生可能・未利用エネルギーの有効活用や高効率機器の導入、エネルギーの使用方法管理が適切に行われ、更なる省エネを図ることができる。</p> <p>また、H E M S ・ B E M S の積極的導入により、地域レベルでのエネルギーマネジメントの展開や、蓄電池設備を活用した節電取引市場での活用及び B C P 電源としての付加価値向上等により、地域防災に資するエネルギーサービスプロバイダへの取組が始まっている。</p> <p>これらの新たな事業についてわかりやすく記載することで、低炭素型まちづくりの実現につながると考える。</p>	2	<p>「地域熱供給事業」及び「スマートレジリエンスエネルギーサービス」については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
109	ア	<p>27%削減という目標は、国の目標26%に1%上積みしただけであり、あまりに消極的すぎる。</p> <p>国の目標自体がパリ会議で決定された「今世紀末までに排出量をゼロにする」という目標の実現の観点から消極的すぎるのだから、もっと主体性を発揮して決めるべき。</p>	4	<p>27%という削減目標は、単純に1%上積みしたのではなく、国の「日本の約束草案」、「長期エネルギー需給見通し」、「長期エネルギー需給見通し関連資料」（2015（平成27）年7月）に掲げられた対策・施策の削減効果を算出し、「かながわスマートエネルギー計画」で掲げた、県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を2030（平成42）年度に45%とする目標を加味して設定した数値で、この目標の実現に努めてまいります。</p>
110	ア	<p>緩和策に排出削減対策と吸収源対策があると図示されているが、前者に産業界の削減などが必要であることが例示されておらず、完全に骨抜きである。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、第1章「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）の図を変更し、施策の例示も追加しました。</p>
111	イ	<p>大工場の削減のためには、規制的手法を中核において実施すべき。そのため、各工場の煙突で二酸化炭素の測定を行い、総量削減を推進していくことが必要だ。</p>	3	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成18年4月1日から、温室効果ガスを多量に排出する者に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられています。また本県では、各種統計値を用いて推計することで県内の温室効果ガス排出量を把握しています。そのため、別途実測により排出量を把握する必要はないものと考えます。</p>
112	イ	<p>以前県内で実施していた二酸化炭素の常時測定を、県内の大都市を含めた複数力所で実施すべき。</p> <p>実態をつかまないとでは、温暖化対策に本腰が入らないのではないかと。</p>	3	<p>以前は研究目的として二酸化炭素の常時監視測定を行っていましたが、県内の温室効果ガス排出量は、その後各種統計値を用いて推計することができるようになったことから、常時監視を行う予定はありません。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
113	イ	化石燃料を大量に消費する火力発電所等の新規設置はやめて、代わりに自然・再生エネルギーの開発と普及を進めること。	1	現在の状況では火力発電所による電力需給が必要ですが、「再生可能エネルギーの導入加速化」を重点施策とし、今後も太陽光発電等の普及拡大に取り組んでまいります。
114	イ	二酸化炭素を吸収する、森林を保全することがますます重要となっている。その価値を関係者に知らせるとともに、市街地における植林と緑化をこれまで以上に充実していかなければならない。	2	森林は、CO ₂ 吸収のほか、水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、野生動植物の生息・生育の場や木材等の林産物の供給などの多面的な機能を有することから、その保全の重要性について、引き続き周知に努めるとともに、森林の整備・保全、緑地の保全を図ってまいります。
115	ア	これまでの削減目標を達成できなかったために生じた影響はあるのか。達成できなくとも問題ないと思う人はいると思うので、できることなら「平均気温が一度上がったら、車の末尾の番号で利用できなくなる日を作ります」といった、処罰規定付きの計画にした方がよいと思う。 行政は費用対効果などに関係なく予算がでるのかも知れないが、処罰規定まではできなくとも、「目標達成できないと予算が出なくなってしまう」といえることができないか。真面目に取り組む人が増えるのではないか。	2	県民全体に向けた処罰規定は考えておりませんが、効果的な温暖化防止のために、方法を工夫して取り組んでまいります。
116	ア	適応策を環境政策として実施することに異議がある。 適応策は従来の温暖化対策の理念とは根本的に異なるもので、地球環境保全という環境基本条例で定める方向性に背くものだと思う。 緩和策の基本は、温室効果ガスという有害物質を削減するという伝統的な公害対策の考え方を踏襲したものであり、有害物質が増えることを前提とした考えを認める余地はない。そもそも地球環境が保全されないことを前提とするなら、環境政策ではない。 適応策を実施するならば、県の環境政策自体の方向性を改めることが必要だが、個別計画の施策のために、環境政策全体を変更するのは、非現実的で、それ以上に必要性に欠ける。 国が適応策を作ったことしか改定の理由がないように見えるが、行政計画というのは筋の通った哲学に裏打ちされていてこそ計画と呼べるのであって、適応策を環境政策として実施するならば、環境政策の基本的な方向性を含めて検討すべきだ。	1	適応策は状況に対処するための取組であり、既に現れている温暖化の影響に対処するため、取り組む必要があります。 一方で、温暖化を防止するための緩和策も、厳しい削減目標を達成するため、これまで以上に取り組む必要があります。 ご意見を踏まえ、第1章「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）について、適応策の位置付けについての記載を修正し、適応策を計画に位置付ける理由を詳しく記載しました。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
117	ア	P5「【参考】緩和策と適応策」の図について、不安定な再生可能エネルギーを補完できるガスコージェネレーション等の分散型電源を組み合わせたエネルギーシステムを構築することで、より効率的な排出削減対策となるため、「エネルギー起源」の欄に「分散型エネルギーシステムの構築」を追加すべき。	3	参考図の「再生可能エネルギーの導入加速化」は例として記載しています。 なお、施策としては「再生可能エネルギー等の導入加速化」及び「安定した分散型電源の導入拡大」の2つを重点施策とすることにより、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」の増加を目指します。
118	イ	産業部門の削減対策「c 京浜臨海部コンビナートの高度化に向けた取組」について、再生可能エネルギーに分散型電源を組み合わせることで、企業が使いやすい設備となるため、分散型電源を追記すべき。 さらに、コンビナートの特長として、エネルギーの相互融通による効率利用についても追記すべき。	2	京浜臨海部に立地する企業や関係団体等で構成する、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」では、「京浜スマートコンビナートの構築」を目標像として掲げ、取組を進めているところですが、地球温暖化をはじめとする環境問題への対応等が課題となっていることから、こうした課題への対応として、企業間の連携による生産活動の効率化を図るとともに、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入など検討を進めているところです。 こうした「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」における取組の詳細につきましては、別途、本県のホームページ上で紹介しておりますので、「神奈川県地球温暖化対策計画」では、関係する取組の一部を簡潔に記載しているところです。 なお、ご意見をいただいた、ガスコージェネレーションや燃料電池等の分散型電源の導入につきましても、「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」では、必要な取組の一つと認識しているところです。 参考：コンビナートの高度化に向けた取組みの推進について http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f12100/
119	イ	業務部門「d 大規模事業者の地域貢献の促進」について、再生可能エネルギーや安定した分散型電源の導入促進について、中小規模事業者への施策としては「e 中小規模事業者への情報提供や支援体制の充実」に記載があるが、「d 大規模事業者の地域貢献の促進」の大規模事業者への施策には明記されていないため、同様の記載を追加すべき。	1	大規模事業者に対する再生可能エネルギーや安定した分散型電源の導入促進については、「c 事業活動温暖化対策計画書制度の着実な実施」（改定素案24ページ）の中で、事業活動温暖化対策計画書制度において、温室効果ガスの削減目標や対策等を記載した計画書の提出を求め、事業者の自主的かつ計画的な削減対策を促すと記載しています。
120	イ	「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」現状と課題について、再生可能エネルギーやそれを補完する分散型電源の設備をより有効に相互利用するスマートエネルギーシステムのような「面的利用」の重要性の記載を追加することが重要。 また、新築建築物における空調システムは個別分散型が主流となっているため、今後はセントラル空調システムの導入に対する容積緩和などの誘導措置が必要。	1	ご意見のエネルギーの面的な利用については、第2章3(3)「ク 低炭素型のまちづくり」に記載しています。（改定素案35、39ページ）

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
121	イ	<p>火力発電所による発電の増加で温室効果ガスが増加した現状分析から、火力発電であるコージェネレーションを含む分散型電源の構築が必要という説明では飛躍しており、創エネを問題としながら、対策を省エネ・蓄エネとしているように見え、わかりにくい。</p> <p>集中型電源の発電効率の悪さに対して、分散型電源の必要性。再生可能エネルギーの不安定性を補うために、蓄電施設の整備の必要性。電源構成における火力発電の割合の高さを改善するために、再生可能エネルギーの導入拡大。といった形を明確にし、それぞれ数値目標を設定するとわかりやすくなり、県民に計画の必要性や目指すところが伝わると思う。</p>	4	<p>本計画には記載しませんが、電力消費量や分散型電源発電量といった数値目標に関しては、「かながわスマートエネルギー計画」で詳しく記載しております。</p>
122	ア	<p>27%の削減目標と「重点施策に係る目標」の部門別目標に相関関係はあるのか。</p> <p>学校派遣事業の累計受講者数が増えても、温室効果ガスが削減される訳ではないと思う。このような直接的な削減効果のない施策こそ、適応策に位置付けた方がよいのではないか。</p>	3	<p>重点施策は県が特に力を入れて取り組む施策であり、目標数値はその進捗状況を確認するためのものです。</p> <p>緩和策には、直接的な削減効果があるものだけでなく、間接的な効果があるものや、効果を測ることが困難なものも含め、現時点で県として当面取り組むべきと考える施策を幅広く位置付けています。</p> <p>環境教育は、地球温暖化対策に関する理解を深め、自ら考え、行動できる人材を育てるためのものです。温暖化対策は長期にわたって取り組んでいくべき課題であり、次世代を担う青少年に向けた環境に関する教育は、「緩和策」として重要なことであると考えます。</p>
123	イ	<p>今回の素案は、環境基本計画やスマートエネルギー計画を踏まえたものとなっている筈だが、スマートエネルギー計画で目標とされ、環境基本計画では新たな環境指標とされた「県内の年間電力消費量の削減率」が、分野別目標のどこにも入っていない。</p> <p>環境基本計画の環境指標から「太陽光発電の導入量」が無くなり「県内の年間電力消費量の削減率」が採用された際に、環境計画課へ尋ねたところ、地球温暖化を測る「より適切」な指標として選定したと回答があったが、この素案でその指標が目標に掲げられていないのはありえない。</p> <p>再生可能エネルギーの分野には従来どおり「太陽光発電の導入量」を目標に掲げ、また、「県内の年間電力消費量の削減率」が温暖化の指標として「より適切」だと主張するならば、家庭部門の指標にすべきだ。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p> <p>なお、環境基本計画の指標は、「県民に分かりやすい事象で、経年的に県が把握できるデータ」により、県民の環境への理解を深めるために設定したもので、本計画における県が特に力を入れて取り組んでいく重点施策の目標とは、性質が異なるものです。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
124	イ	<p>分散型電源にガスコージェネレーションが含まれていることに問題がある。再生可能エネルギーと比較すると温室効果ガスを発生させる有害施設というべきで、発生した熱を100%回収できる訳ではないため、普及によって排熱の総量は増加する。緩和策としては極めて不適切と言わざるをえない。</p> <p>再生可能エネルギーの導入加速化は太陽光発電などの導入を進める方が妥当であり、分散型電源の構築をめざすなら、少なくともガスコージェネレーションはその構成要素から除外すべき。</p>	3	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ、地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p>
125	ア	<p>磯焼けや浮皮症は温暖化が騒がれる以前から様々な原因が指摘されてきた問題で、平成22年の当初計画より前から問題視されていた。原因も温暖化と単純に結びつけられない。</p> <p>正確な分析もできていないものを温暖化の被害と決め付ける形で紹介するのは、行政のすることとは思えない。最低でも、根拠とした資料を併せて掲載すべき。</p>	4	<p>適応策については、第3章「本県における地球温暖化の影響」に記載しているとおり、国の中央環境審議会による意見具申に沿って、神奈川県における影響を予測し、その評価を整理しました。</p> <p>「カンキツでの浮皮」や「藻食性魚類による藻場減少」は意見具申に記載されており、温暖化が要因の一つと考えられるものとして記載しています。</p> <p>なお、適応策については、改定素案53ページに記載しているとおり、既に県で実施してきている施策についても位置付けています。</p>
126	イ	<p>温室効果ガスの排出量増加の原因が火力発電の発電量増加と、ガスが石炭や石油と同列視されかねない書き方をしているが、ガスは石炭や石油と比べて温室効果ガスの排出が少なく、原発や再エネと比べて出力調整や容易で、優れたエネルギー源である。</p> <p>ガスコージェネレーションには原油によるものもあり、「ガスコージェネレーションのメリット」という書き方では、ガスをエネルギー源として使用すること自体のメリットが読み取れず、誤解を増す。</p> <p>ガスのエネルギー源としての優位性もきちんと打ち出すべき。</p>	4	<p>ガスコージェネレーションは、安定した分散型電源であり、太陽光発電など再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ地球温暖化対策にもつながることから、県では、ガスコージェネレーションの導入促進に取り組んでいます。そのため、「ガスコージェネレーションのメリット」について記載しています。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
127	ア	<p>電力の地産地消を目的とするスマートエネルギー計画の考えを流用して、分散型電源を目標などに用いるのは、間違いではないか。</p> <p>温暖化対策における問題点は消費電力よりも発電であり、かつ電源構成の比重だ。現状の問題点を発電量と分析し、その電源構成における火力の割合を下げる対策が必要。</p> <p>温暖化対策計画では、発電量に占める再生可能エネルギーの比率の拡大を目指すべき。</p>	1	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ、地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p>
128	イ	<p>家庭部門の削減対策「f 電力の小売全面自由化に伴う普及啓発」について、2016年4月に電力小売全面自由化されたが、電気の購入先を切り替えた世帯の割合は大変低い。また、電力事業者側も価格面でのメリットを伝えることが多く、再生可能エネルギー比率の高い小売業者に切り替えることで、温暖化防止に貢献できることが県民に伝わっていない状況にある。</p> <p>温暖化防止効果を電力切り替えの際の選択基準として県民に理解してもらうため、施策を増やし重点的な取組を行い、電力の小売全面自由化に伴う普及啓発を強化してほしい。</p>	2	<p>「f 電力の小売全面自由化に伴う普及啓発」に記載しているとおり、県民が電気事業者を選ぶ際に、地球温暖化対策に積極的に取り組む小売電気事業者を選択することを促すための普及啓発に取り組めます。</p>
129	イ	<p>「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」について、県では再生可能エネルギー等の導入促進のため、補助金や資金融資など各種支援策があるが、ほとんどがFITによる売電を前提としており、自家消費する場合の支援策は限定的となっている。</p> <p>売電のメリットは少なくなっており、今後、売電より自家消費を選択する人が増えると思われるが、現行の支援策では支援が受けられないため、導入を断念することが予測される。</p> <p>分散型電源の導入と共に再生可能エネルギーの自家消費の支援について計画で言及し、支援策を拡充してほしい。</p>	2	<p>今後の取組の参考とさせていただき、再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んでまいります。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
130	イ	産業部門における重点施策の目標水準が低すぎる。 現状で1/3も目標が達成できておらず、2020年度の目標でも1/4が達成できなくてもよいということになる。達成できない場合は事業活動を停止させるなどの罰則を設けるなどして、100%達成されるようにすべきである。	3	「事業活動温暖化対策計画書制度」は、大規模排出事業者が自主的に二酸化炭素排出量削減に向けた取組を促すことを目的としており、事業者自ら設定した削減目標の達成を義務付ける制度ではありません。 一方、個々の大規模排出事業者が自ら設定した削減目標を達成することは、全体として二酸化炭素排出量の削減につながることから、削減目標率の達成割合の向上を目標設定としていますが、二酸化炭素排出量を左右する生産量などの事業活動は経済動向の影響も受けます。そこで、事業者の協力を前提として、可能性のある目標設定をしています。 なお、本計画での重点施策に係る目標については、年率+2%の向上を目標として設定した「神奈川県環境基本計画」（平成28年3月策定）での目標値を使用しています。
131	イ	熱中症搬送者数が増加傾向とあり、現在発生している影響としても記載しているのに、そのための施策が「ホームページでの注意喚起」であるくらいなら、わざわざ計画にする必要はない。 夏の炎天下に運動をさせるような日本の風習をやめさせなければいけないと思う。県知事も賛同しているオリンピックは、秋開催に時期を変更すべき。 せめてこの計画では「夏の暑い時期に野外で運動しないよう注意喚起を促します」くらいは書くべきだ。	1	ご意見を踏まえ、第3章2(2)オ「a 死亡リスク・熱中症」（改定案60ページ）に、熱中症の対策について、「暑さを避ける」「こまめに水分を補給する」「暑い時期の屋外での運動は避ける」等の注意喚起を行うことや、市町村や学校、関係団体等に熱中症対策に関する情報提供を行う等の記載を追加しました。
132	ア	今回の改定素案では、温室効果ガス削減の取組が緩和策という形で計画の一部となっており、がっかりした。 そして、新たに提起された適応策には、重点施策も無ければ目標すらなく、これでは計画の達成度を図ることなどできず、それならば計画を作る必要もないと思う。 何より不可解なのは、IPCCの報告等を見ると気温上昇を何パターンか用意しており、緩和策がうまくいかなかったときも適応策で対応可能となるということで、緩和策の努力に水を差すものだ。 県で適応策を設定するならば、せめて緩和策が成功した状態を前提とし、目標設定を適応策にも明確に設けるべきだ。	2	地球温暖化の影響は、温室効果ガスの排出が停止したとしても何世紀にもわたって持続すると予測されています。その影響による被害を最小限に抑えるため、これまでの緩和策に加えて、影響に対処するための適応策を新たに計画に位置付けるものです。 適応策は温暖化の影響に対処するものですので、目標を設定することは、現時点では、なじまないと考えます。 ご指摘の点は参考にさせていただき、今後の国内外の動向を踏まえた上で検討します。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
133	ア	<p>スマートエネルギー計画の2つの目標のうち、年間電力消費量の削減ではなく、分散型エネルギーの構築を地球温暖化対策と一体的に推進していくこととしているのはなぜか。活動量に直結する消費電力量を削減する方が、より直接的に温暖化対策に貢献するのではないか。</p> <p>それでも、分散型電源を構築することを目指すというのであれば、この取組により排出係数がどこでどのように変わる見込みなのかを示してもらいたい。</p>	4	<p>地球温暖化への対応として、温室効果ガス排出量の約95%を占める石油・石炭等の化石燃料の利用を抑える必要があります。</p> <p>そこで、環境負荷の少ないエネルギー供給源として太陽光発電など再生可能エネルギー等の導入を促進します。</p> <p>そして、ガスコージェネレーションや燃料電池等の安定した分散型電源は、再生可能エネルギーと併せて活用することで、エネルギーの安定供給に貢献するほか、エネルギー効率が高く温室効果ガスの削減が見込まれ、地球温暖化対策にもつながることから、導入拡大を図ります。</p> <p>これら2つを重点施策とし、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合」を増加させることを目標としています。</p> <p>なお、消費電力量の削減についても、省エネルギー対策を進めてまいります。</p>
134	イ	<p>産業分野の分野別目標は、なぜ100%にしないのか。計画さえ作れば、それが実際には達成できなくてもよいなら、計画書制度は無責任な事業者甘い不公正な制度ということだ。</p> <p>また、現状でも温室効果ガスの削減目標を達成していないのに、個別分野の目標数値が74%程度で足りるのか。分野別目標は目標の選定理由や算定方法、分野別目標と削減目標の相関性を明確にすべきだと思う。</p>	3	<p>「事業活動温暖化対策計画書制度」は、大規模排出事業者が自主的に二酸化炭素排出量削減に向けた取組を促すことを目的としており、事業者自ら設定した削減目標の達成を義務付ける制度ではありません。</p> <p>一方、個々の大規模排出事業者が自ら設定した削減目標を達成することは、全体として二酸化炭素排出量の削減につながることから、削減目標率の達成割合の向上を目標設定としていますが、二酸化炭素排出量を左右する生産量などの事業活動は経済動向の影響も受けます。そこで、事業者の協力を前提として、可能性のある目標設定をしています。</p> <p>本計画での目標値については、年率+2%の向上を目標として設定した「神奈川県環境基本計画」（平成28年3月策定）での目標値を使用しています。</p> <p>なお、重点施策は県が特に力を入れて取り組む施策であり、目標数値はその進捗状況を確認するためのものです。</p>
135	ア	<p>理解をより深めるため、新・旧比較・変更理由を添付されたい。</p>	1	<p>現行の計画については、参考資料に進捗状況の検証を記載しています。（改定素案72ページ）</p> <p>変更理由については、「計画改定の趣旨」に改定の背景として、計画策定後の状況の変化等を記載しています。（改定素案3ページ）</p>
136	ア	<p>理解をより深めるため、図画（グラフ・解説図）を添付されたい。</p>	1	<p>参考図やグラフ等を入れ、わかりやすくなるよう記載しております。</p>

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
137	ア	理解をより深めるため、概要版も策定されたい。	1	本計画の概要版を作成することとします。
138	ウ	市民に広く呼び込むために、多様な媒体を利用し反復継続されたい。 例・エコ10だより23号にパブコメ応募迫る等の再配信。	2	県民意見募集については、HPやメールマガジン、SNS等も活用して広報しました。 今後も、温暖化防止について、県民への普及啓発に取り組んでまいります。
139	ウ	市民に広く呼び込むために、かながわ地球環境保全推進会議構成団体及びその職員向け呼び掛け、応募要請する。	2	県民意見募集については、関係団体や地球温暖化防止活動推進員等、実施の案内をしました。 今後も関係団体と協力しながら、温暖化防止に取り組んでまいります。
140	ウ	市民に広く呼び込むために、県庁内推進会議を通じて、県民の立場でパブコメ応募を要請する。	2	県庁内についても、部局横断的な会議等を活用しながら、温暖化防止に取り組んでまいります。
141	ウ	市民に広く呼び込むために、マスコミにパブコメ中間状況を発表する。	2	県民意見募集については、実施について県政記者クラブに参考資料送付を行いました。 今後も効果的な広報に取り組んでまいります。
142	ア	「第1章 総論」について、本県の計画であり、国の計画は参考もしくは簡略な記述でよい。	1	国際的な動向や国の計画の概略など、改定の背景として必要な事項のみ記載しています。
143	ア	「第1章 総論」「ウ 計画の改定」について、丁寧な記述を望む。	1	ご意見を踏まえ、第1章1(1)「ウ 計画の改定」（改定案3ページ）について、記載を追加しました。
144	ア	「第1章 総論」「(2) 基本的事項」の「神奈川県地球温暖化対策推進条例（抜粋）」の第2項(3)及び(4)「法に掲げる事項」について、解説記述を望む。	3	法律の解説については、計画には記載しません。
145	ア	「第1章 総論」「(2) 基本的事項」の他計画との関係の、「かながわスマートエネルギー計画」に基づく施策との連携について、例示されることを望む。	1	改定素案では、緩和策の施策として、「かながわスマートエネルギー計画」により推進しているエネルギー施策を盛り込んでいます。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理No.	意見分類	意見の概要	反映区分	県の考え方
146	ア	「第1章 総論」の「2 地球温暖化対策の全体像」は、全体が参考でよいのではないか。	1	ご意見を踏まえ、第1章「2 地球温暖化対策計画の全体像」（改定案5ページ）について、参考ではなく計画の全体についての説明であることがわかるように、適応策の位置付けについての記載を修正し、適応策を計画に位置付ける理由を詳しく記載しました。
147	ア	「第1章 総論」の「3 地球温暖化対策に取り組む際の基本的な方針」について、国及び市町村の位置付けを記載する。 具体的な取り組みに当たりどの立場で行動するか。国、県、市町村、民間団体がそれぞれ啓発に取り組んでいるが、県民はどちらの呼び掛けに応じるか躊躇する。関係者の役割分担を強く望む。	1	国、県、市町村がそれぞれのすべき取組を行っています。 なお、県、事業者、県民、民間団体等の各主体の取組については、図に記載しています。（改定素案6ページ）
148	ア	「第1章 総論」3「(1) すべての主体による取組を推進」の「県自らの率先実行」について、県民にPRすべきである。例：マイエコ10宣言職員100%	2	今後の取組の参考とさせていただき、県自らも率先して取り組んでまいります。
149	ア	「第1章 総論」3「(2) 各主体相互の連携・協働を促進」について、県民への啓発は多様な方策で重複・継続することが肝要であり、月1回最寄りの駅・施設で呼びかけやチラシ配布を実施することを提案する。	2	今後の取組の参考とさせていただき、様々な方法により普及啓発に取り組んでまいります。
150	イ	「第1章 総論」3「(2) 各主体相互の連携・協働を促進」について、かながわ地球環境保全推進会議の4部会の団体すべてに、「マイエコ10宣言」を強く要請する。	2	今後の取組の参考とさせていただき、かながわ地球環境保全推進会議等の団体と連携・協力しながら温暖化対策に取り組んでまいります。
151	イ	「第1章 総論」3「(2) 各主体相互の連携・協働を促進」について、民間団体の取組を、年1回顕彰するのみでなく定期的に記者発表を行い、マスコミと連携する。	2	今後の取組の参考とさせていただき、民間団体等の優れた取組の周知等に努めてまいります。
152	イ	啓発は地味ではあるが、反復継続が肝要である。時代に即した多様な啓発を行う。	2	今後の取組の参考とさせていただき、新たな手法等も取り入れながら普及啓発に取り組んでまいります。
153	ア	「図2-1 県内のCO ₂ 排出量の推移」について、他の分かりやすいグラフに変えてほしい。	1	ご意見を踏まえ、第2章1(2)図2-1（改定案10ページ）について、見やすくなるよう修正しました。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理No.	意見分類	意見の概要	反映区分	県の考え方
154	ア	「第2章 緩和策」3「(1) 基本的な考え方」の「多様な主体との連携・協働」について、抽象的でなく、いくつか具体例を記述することを望む。	1	各主体との連携の具体的な内容については、第2章の施策に記載しています。 今後も、県民・事業者・NPOや国・市町村など、県以外の様々な主体との連携・協働を通じて、施策を効果的に推進してまいります。
155	ア	「第2章 緩和策」3「(1) 基本的な考え方」の「地域経済の発展と地球温暖化対策の両立」における「加速化」について、具体例を記述してほしい。	1	「キ 環境・エネルギー産業の振興」として、環境・エネルギーに関する産業や技術の振興等に関する取組を記載しています。（改定素案38ページ）
156	ア	「第2章 緩和策」3「(1) 基本的な考え方」の「地域の特性を生かした施策の推進」について、県の施策は国の補完とすることは如何なものか。国は参考であり、県独自の施策を前面に出し、神奈川らしさを出してほしい。	2	「地域の特性を生かした施策の推進」の初めに、神奈川の地域の実情に即した施策を推進することを記載しており、今後も、神奈川の地域特性などを活かしながら施策に取り組んでまいります。
157	ア	「第2章 緩和策」3「(2) 施策体系」について、県民向け項目が少ない。県民向け施策を別体系にし、県民にアピールすることを希望する。	2	県民向けのみを別体系にする必要はないと考えますが、県民向けの普及啓発では県民向けに項目を絞るなど、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
158	イ	「低炭素型のライフスタイルの促進」は分かりにくいので、「エコな暮らし」に変更することを提案する。	2	「CO ₂ の排出削減につながる生活」を目指すものであることがわかるよう変更はしませんが、今後の取組の参考とさせていただき、県民向けに普及啓発を行う際は、わかりやすい表現に努めます。
159	イ	「省エネルギー家電や機器の導入」、「公共交通機関や自転車の利用促進等」、「一般廃棄物の排出抑制等の推進」及び「緑地の保全及び緑地の推進」について、重点施策として位置付けてほしい。県民に対して期待感を高める効果が醸成される。ライフスタイルの変更が非常に有効である。	1	県としても県民のライフスタイルの転換は重要と考えており、そのための施策として、家庭部門の「低炭素型のライフスタイルの促進」を重点施策に位置付けております。（改定素案17ページ、28ページ）
160	イ	「NPO・企業との連携による環境・エネルギー学校派遣事業の累計受講者数（2016～2020年度）」について、受講者数の大幅なアップ（年間6,000人は少なすぎる）を強く要請する。目標10倍。	2	これまでの実施状況等から判断して数値目標を設定しています。 ご意見につきましては今後の取組の参考とさせていただき、受講者数が増えるよう事業の周知等に取り組んでまいります。
161	イ	「マイエコ10宣言の宣言者数（個人累計）」について、目標を年間20万人、累計90万人（県民の10%分）とする。 県民運動として位置づけ、「かながわ地球環境保全推進会議」を各主体の連携・推進母体、「県庁内推進本部」を活動部隊として、あらゆる啓発媒体を使い反復継続する。	2	「マイエコ10宣言」の宣言者数の目標値については、これまでの実績等を考慮し、設定しています。 ご意見につきましては今後の取組の参考とさせていただき、マイエコ10宣言の普及拡大に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
162	イ	「シ 広域連携・国際環境協力」に、国、九都県市との連携も記載する。	1	九都県市との連携は「広域連携」に含まれており、施策として記載しています。（改定素案47ページ）
163	イ	産業部門の「現状と課題」について、「製造業からの排出量が減少していることなどによります。」を「製造業からの排出量が減少しています。」に変更したら如何か。	4	産業部門の排出量が2005年度と比べて21.5%減少した要因についての記載のため、このような表現にしています。
164	イ	産業部門の「現状と課題」について、「対策が進みにくいと考えられます。」を「対策が進みにくい現状です。」と、県として受け止め、判断した結果を表現することが肝要である。	4	事業者等へのアンケート結果などにに基づき考えられる要因であるため、このような表現にしています。
165	イ	産業部門「a 事業活動温暖化対策計画書制度の着実な実施」について、「事業者の自主的かつ計画的な削減対策を促します。」を「事業者の自主的かつ計画的な削減対策を促し、未提出事業者に対しては未提出結果を公表します。」に改める。また「任意の提出を促します。」を「任意の提出を強く促し、その結果を公表します。」に改める。	1	ご意見を踏まえ、第2章3(3)ア「a 事業活動温暖化対策計画書制度の着実な実施」（改定案19ページ）等の計画書制度の記載について、表現を修正しました。
166	イ	施策全般について、「支援」を「積極的に支援」に改め、県の姿勢を示す。	2	計画の記載は修正しませんが、施策に対する姿勢として、今後の取組の参考とさせていただきます。
167	イ	産業部門「a 農業、畜産業における省エネルギー等の技術開発の推進」は国の機関に委ねては如何か。国と県で同じような取組を行うことは如何なものか。 また、「b バイオマスの活用の推進」は、国、民間研究機関、農業団体に委ねることを提案する。	3	神奈川県における地域の実情を踏まえた施策を実施する必要があると考えます。 「b バイオマスの活用の推進」は、事業者等による実用化等に向けて県が支援することにより、バイオマスの活用を推進するものです。
168	イ	産業部門「c 建設発生土対策の推進」の「CO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化対策を促進します。」を「CO ₂ 排出量を大幅に削減します。」に改める。	2	計画の記載は修正しませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます、建設発生土対策の推進に取り組んでまいります。
169	イ	業務部門「a 建築物温暖化対策計画書制度の着実な実施」の「優れた環境性能を有する建築物の普及を促します。」の後に、「また表示板で市民に顕彰を周知」を挿入することを提案する。	1	ご意見を踏まえ、第2章3(3)イ「a 建築物温暖化対策計画書制度の着実な実施」（改定案23ページ）に、計画書の概要を公表していることを記載しました。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
170	イ	業務部門「b ZEBの普及」の最後に、「神奈川県名入りの表示板で市民に顕彰を周知」を挿入することを提案する。	2	表示板で周知することは行っていないですが、ZEB導入事業として、県内でZEBの新築またはZEBに改築する事業への補助制度の採択結果を公表し、ZEBの普及促進に取り組んでいます。 ご意見については、今後の取組の参考とさせていただき、ZEBの普及促進に取り組んでまいります。
171	イ	業務部門「a BEMSの導入」、「b 設備や機器の高効率化の促進」、「f 中小テナントビルに対する省エネルギー診断」の「普及啓発」を、「積極的に普及啓発」に改める。	2	記載の修正はしませんが、施策に対する姿勢として、今後の取組の参考とさせていただきます。
172	イ	業務部門「a 商品やサービスの提供における配慮」の「など地球温暖化の防止に配慮した事業活動を促します。」という文章は、当然のことであるので削除する。	3	施策の目的を示すために必要な記載であると考えます。
173	イ	家庭部門「a マイエコ10(てん)宣言の推進」について、国、九都県市、市町村との有機的な連携が強く望まれる。現状はバラバラであり、どのような調整を図っているのか公表することを強く望む。	4	「マイエコ10宣言」は、県民・企業・行政で構成する「かながわ地球環境保全推進会議」と神奈川県が普及啓発を行っているものです。 市町村とは、市町村が開催する環境関連のイベントに参加して宣言者を募集するなど、協力をいただきながら普及啓発を行っています。
174	イ	マイエコ10に関する目標に年間10万枚を挿入する。神奈川県の人口・世帯数から最低10万で、県の本気度がアピールできるのではないかと。その達成のために「かながわ地球環境保全推進会議」の構成団体に積極的に活動するよう強く要請し、目標数値を提示してもよいのでは。推進本部組織の合意で県職員が取り組み、また民間・市民団体に対しては組織対応のみでなくトップセールスも必要ではないか。県関係で年間1万枚。	2	「マイエコ10宣言」の宣言者数の目標値については、これまでの実績等を考慮し、設定しています。 ご意見につきましては今後の取組の参考とさせていただき、マイエコ10宣言の普及拡大に取り組んでまいります。
175	イ	マイエコ10宣言の進捗状況を年1回ではなく、毎月集計し報告・公表する。	2	今後の取組の参考とさせていただき、マイエコ10宣言の普及拡大に取り組んでまいります。
176	イ	家庭部門「a マイエコ10(てん)宣言の推進」について、「マイエコ10宣言」の趣旨は大賛成だが、推進方法が「市町村、地域地球温暖化防止活動推進センター、(中略)などと連携し、普及拡大を図ります。」とあるが、関係者の行動を促すため、例示として具体的な方策の記述が必要ではないか。	2	計画の記載は修正しませんが、ご意見につきましては今後の取組の参考とさせていただき、関係者と連携等しながら、マイエコ10宣言の普及拡大に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
177	イ	家庭部門「a マイエコ10（てん）宣言の推進」について、市町村に対してどのように働きかけるのか。 市民にとって身近な市町村への呼びかけが一番有効な方策ではないか。	2	市町村が開催する環境関連のイベントに参加して宣言者を募集するなど、市町村の協力をいただきながら普及啓発を行っています。 今後も市町村と協力・連携しながら普及啓発に取り組んでまいります。
178	イ	マイエコ10宣言を県の広報を活用し、トップが呼びかけ、宣言用紙の実物を掲載することを提案する。	2	今後の取組の参考とさせていただき、マイエコ10宣言の普及拡大に取り組んでまいります。
179	イ	マイエコ10宣言の普及拡大について、地球温暖化防止活動推進員はボランティアであり、県が期待するほど活動しないのではないか。推進員の近年の動向はどうなっているか。	4	地球温暖化防止活動推進員の皆様には、日頃の活動の中でマイエコ10宣言の普及に取り組んでいただいております。昨年度は、地球温暖化防止活動推進員の働きかけにより700名を超える宣言・登録をいただいております。 今後も推進員と連携・協力しながら、温暖化対策を推進してまいります。
180	イ	家庭部門「b 家庭における省エネルギーの実践活動の促進」について、第三者が家庭に入ることには大いに抵抗感がある。慎重に取り組むことが肝要ではないか。また過去の実績はどうか。	4	家庭に向けた相談窓口として、県とNPO法人かながわアジェンダ推進センターが協働で運営する「かながわエコBOX」では、省エネルギー・節電を含めた環境全般に対する県民相談を、来所・電話・メールにて受け付けています。昨年度の相談実績は合計145件です。 また、アジェンダセンターが実施している、家庭の省エネを診断する「うちエコ診断」には、診断士がご自宅を訪問する方法のほか、イベント等の特設会場で診断士が聞き取りやアンケートによって診断する方法もあります。
181	ウ	パブコメと温暖化施策全般について。本計画のパブコメを多くの関係者に呼び掛けても関心が非常に低い。日常と遠い国際間のパリ協定、国の計画、行政の計画であり、市民の生活には直接関係ない。 パブコメの期間が短いのはなぜか。なぜ、県民向けの説明会を開催しないのか。 最近ではエコがはやっているが、地球温暖化は日常から遠く、今年の夏も電力事情は逼迫していない。 行政は計画策定だけであり、誠実にフォローアップしていないのではないか。	4	県民意見募集（パブリックコメント）については、期間は30日間確保しております。また、今回は新たな計画の策定ではなく現状に合わせて改定を行うものですので説明会は開催していませんが、県民意見募集の実施については、県HPへの掲載のほか、関係団体等に実施を周知しました。 今後も、地球温暖化対策について周知・啓発してまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
182	イ	家庭部門「d 家庭でのエネルギー消費量・CO ₂ 排出量の見える化の促進」について、HEMS、環境家計簿、エコチェックシート等は民間に委ねることを検討する。	4	HEMSはご家庭に設置するものです。また、環境家計簿やエコチェックシートは事業者等さまざまな団体が行っています。 なお、「マイエコ10宣言」もエコチェックシートにあたりますが、県だけでなく「かながわ地球環境保全推進会議」の構成員や推進員等とともに普及に取り組んでいます。
183	イ	家庭部門「f 電力の小売全面自由化に伴う普及啓発」について、県民は使用量より料金に最大の関心がある。そこで、料金換算でいくらお得になるかで呼びかけることが訴求効果があるのではないかと。結果において温暖化防止になる。	4	料金だけで選択するのではなく、再生可能エネルギーの割合が高い事業者を選択することが、地球温暖化防止につながると考えております。
184	イ	家庭部門「a HEMSの導入」について、設置1年は関心があるが、2年目以降はマンネリになる。効果を上げるためには、何らかのメリットが必要となる。	2	今後の取組の参考とさせていただきます。
185	イ	家庭部門「b 省エネルギー性能に優れた家電製品や設備機器の普及」について、買い替え促進のために、家電量販店等の店頭で「県の呼びかけ表示板」の設置を要請する。	2	家電製品等の買替促進については、今年度チラシを作成し、家電量販店等に配布にご協力いただいております。今後も効果的な普及啓発の方法を検討し実施していきます。
186	イ	運輸部門「公共交通機関や自転車の利用促進等」について、健康保持等の他の施策との複合効果を狙った方策を積極的に打ち出すことも肝要ではないかと。	2	今後の取組の参考とさせていただき、他の分野等とも連携しながら取り組んでまいります。
187	イ	運輸部門「a 道路網の整備と活用」について、財政事情を考え、慎重に対処することを望む。	2	今後の取組の参考とさせていただきます。
188	イ	廃棄物部「(イ) 主な施策」について、積極的に3RをPRする。「連携し取り組みます。」ではパンチがない。	1	ご意見を踏まえ、第2章3(3)オ(イ)「【コラム】個人でできる3Rの取組について」(改定案34ページ)を追加し、3Rについての記載を充実しました。 なお、廃棄物部門の関連計画である「神奈川県循環型社会づくり計画」において、県民、事業者及び市町村とともに循環型社会(廃棄物ゼロ社会)の形成を目指すための3R推進施策を位置付けております。
189	イ	廃棄物部「(イ) 主な施策」の「自主的な3Rの取組を促進します。」を「自主的な3Rの取組を強力に働きかけます。」に改める。	2	計画の記載は修正しませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただき、産業廃棄物多量排出事業者における自主的な3Rの取組の促進を図ってまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
190	イ	廃棄物部門「a 生活系ごみの排出抑制等の推進」の「かながわりユースショップ認証」について、とてもよい方法である。	4	今後も3Rの推進の中で「かながわりユースショップ認証」の普及に取り組んでまいります。
191	イ	廃棄物部門「b 産業廃棄物多量排出事業者の排出抑制等の推進」の「3Rの取組を促進します。」を「取組を強力に働きかけます。」に改める。	2	計画の記載は修正しませんが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただき、産業廃棄物多量排出事業者における自主的な3Rの取組の促進を図ってまいります。
192	イ	廃棄物部門「c 九都県市による廃棄物の排出抑制等の推進」の「普及啓発」について、具体的な取組を記述する。	2	本計画には記載しませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
193	イ	廃棄物部門「c 九都県市による廃棄物の排出抑制等の推進」について、何が広域的なのか、印刷かイベントか、抽象的で本気度が伝わってこない。	2	首都圏における都県の範囲を越えた広域的な廃棄物の課題について、本県を含む九都県市が協調して、食べきり促進の普及啓発や容器包装減量化商品の紹介などの取組を行っています。 本計画には記載しませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
194	ア	全体について、前回計画との考え方、項目の変更、訴求項目の変更等の理由を記述する。	3	計画を見直す背景等は記載しておりますので、細かい変更点についての記載はいたしません。
195	イ	廃棄物部門「b 産業廃棄物多量排出事業者の排出抑制等の推進」及び「c 九都県市による廃棄物の排出抑制等の推進」について、具体的な記述の充実を強く要請する。「e しゅんせつ土砂、流木の有効利用」だけ具体的な記述となっており、全体で見るとアンバランスである。	2	本計画には記載しませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
196	イ	「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」の「再生可能エネルギー等の導入加速化」について、太陽光発電設備設置の目標数値と県全世帯に対する設置割合、年間相談件数を表示し、設置者の体験報告会を県主催で開催する等の積極性を表現してほしい。	2	今後の取組の参考とさせていただき、太陽光発電の導入拡大に取り組んでまいります。
197	イ	「カ 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進」の「薄膜太陽電池の普及拡大」について、国に先駆けて県がやる理由は何か。民間に委ねた方がよいのではないか。県は県民向けの普及啓発に重点を置くことが肝要ではないか。財政状況の厳しい中、なぜ今必要か。	4	国は、薄膜太陽電池の技術開発に対する支援を行っていますが、その特性を活かした用途が十分に開発されていないことから、薄膜太陽電池の普及によるメリットをより多く享受する県として、多様な用途による設置を支援することとしました。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
198	ア	ガスコージェネレーション、水素エネルギー及び蓄電池の導入について、モデルに始まりモデルで終わらないよう慎重に取り組むことが肝要ではないか。結果・評価を県民に公開してほしい。	2	ガスコージェネレーション、水素エネルギー及び蓄電池について、引き続き導入促進に取り組んでまいります。
199	イ	「キ 環境・エネルギー産業の振興」「d 環境関連分野の産学公ネットワーク等の拡充」について、図解や、具体的な事例を記載する。	1	施策の説明に、例示として「各種セミナーの開催や専門コーディネーターによる企業間連携、販路拡大など」と記載しています。
200	ア	全体について、施策の取組で、推進する・促進する・進める・行う・図る・検討する等の用語の使い分けはどのようになっているのか教示してほしい。用語を統一する方が県民に親切で理解度が高まるのではないかと考える。	4	用語は個々の内容により使用しており統一は難しいと考える。
201	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「a スマートコミュニティの形成に向けたプロジェクトの推進」について、市民が理解できるようなイメージを図解で表示する。	2	本計画には記載しませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
202	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「b エネルギー・マネジメント・システム（EMS）を活用したサービスの普及」について、県独自ではなく、産官学民の共同プロジェクトで実践的なモデルを構築してほしい。	4	県では、EMSを活用し、地域住民のニーズに即したサービスを提供するビジネスモデルの普及を図るため、市町村や民間事業者と連携した実証事業を実施しました。 また、HEMSの技術・研究開発、製品開発等を行う県内の中小企業を対象に、企業、大学、研究機関等において、技術・研究開発などの実務経験がある「開発アドバイザー」によるアドバイスを行うなど、市町村、企業、大学等と連携して事業を実施しています。
203	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「 街区等の面的な対策の促進」について、県の役割を明確に記述する。	1	本計画には、県が取り組むべき施策を記載しています。
204	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「c 地域におけるエネルギーネットワークの構築」について、県が全面に出ると県民は引いてしまう傾向があることに留意してほしい。	2	ご意見を踏まえながら、今後も事業を実施してまいります。
205	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「d ガスコージェネレーションの導入」の整備促進は、誰がやるのか。県は普及啓発のみでよいのではないか。	4	県ではガスコージェネレーションの普及を推進するとともに、ガスコージェネレーションで生産したエネルギーの面的利用の導入に対して支援しています。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
206	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「f 環境共生モデル都市ツインシティの整備」について、県の役割及び必要性について触れること。	2	本計画には記載ませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
207	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「g 環境共生の取組の推進」の「環境共生都市づくり事業」として認証することについて、なぜ認証する必要があるのか。必要性を図解で説明する。	2	本計画には記載ませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
208	イ	「ク 低炭素型のまちづくり」「h 市町村と連携したヒートアイランド対策の推進」について、「市町村のヒートアイランド対策に関する情報交換」とあるが、情報交換の内容は何か。また、技術支援の中身は何か。連携の内容も併せて記述してほしい。	4	県内のヒートアイランド現象の現状や特色のあるヒートアイランド対策を実施している自治体の取組について情報収集・意見交換を行うことにより、県内市町村等のヒートアイランド対策の促進を図ることを目的として、「県市町村ヒートアイランド対策担当者会議」を開催しています。 環境省、気象庁、他県の市町村職員等有識者による、ヒートアイランド対策に関する講演を実施しているほか、県内各市町村で実施されているヒートアイランド対策に係る施策、事業について紹介しています。 また、ヒートアイランド現象の改善に向けた市町村及び県の取組を促進するため、ヒートアイランド対策に具体的に活用できるよう、国や本県をはじめとする自治体における取組について、その概要や効果、留意点などの具体的な情報を紹介している、担当者が活用できる情報を記載したハンドブックを、平成26年5月に作成しています。
209	イ	「ケ 森林等の整備・保全」「(ア) 現状と課題」に、総合的な内容、生産量の数値を記述する。緑地の質の向上、都市公園面積・1人当たりの面積の計画・実績を表示する。	2	本計画には記載ませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
210	イ	「ケ 森林等の整備・保全」「(ア) 現状と課題」に、県の森林の二酸化炭素吸収量が排出量の0.3%であることを記述する。	1	第2章1「(3)県内の森林吸収の状況」（改定素案10ページ）に、吸収量について記載しています。
211	イ	「ケ 森林等の整備・保全」「c 木材利用によるカーボンのストックの利用促進」について、「かながわ木づかい運動」の概要を図解表示する。	2	本計画には記載ませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
212	イ	「ケ 森林等の整備・保全」「a 都市公園の整備・管理運営」の助言・指導の内容を例示してほしい。また、三浦半島国営公園構想のプランはどうなったのか。この構想は記述することが望ましいと考える。	2	本計画には記載ませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他
 意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
213	イ	「ケ 森林等の整備・保全」「b 緑地保全の推進」について、県土の土地利用での緑地の扱いがどのようになっているのかを記述することが、県のスタンスを明確にする上で必要であると考え。緑地保全に関する記述が他の項目に比べてあまりにも少ない。	1	本計画では、県が取り組むべき施策を記載しています。
214	イ	「ケ 森林等の整備・保全」「 緑地の保全及び緑化の推進」について、緑地を未来に残すため、公共に提供、寄付金として浄財を受け止める仕掛けをトラスト・行政・公益財団と連携して、保全・管理と合わせて検討することも温暖化防止の一助になるのではないかと、「c」として、新規施策を挿入してほしい。	2	計画には記載しませんが、緑地保全等につながる仕組みづくりとして、今後の取組の参考とさせていただきます。
215	イ	「コ フロン類対策」について、フロン対策について図解で解説することで、理解が深まる。	2	本計画には記載しませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
216	イ	フロンのコントロールが難しいのであれば、禁止することができないのか。また禁止ができなければ、通常の指導・助言ではなく、強力なペナルティー付きの対応が必要ではないか。	4	特定フロンであるCFCは2009年末で全廃、HCFCは先進国では2020年で原則全廃となっています。また、本年5月に開かれた主要7か国（G7）環境相会合において、代替フロン（HFC）の規制について、今年中の合意を目指すことなどを盛り込んだ共同宣言を採択しており、世界規模での対策が進んでいます。 また、国内では、法令に違反した場合は、指導・助言の他、勧告・命令・罰則の対象となる場合があります。
217	イ	リサイクル法全体の図解説明を掲載することで、市民の理解を深めることになる。	2	本計画には記載しませんが、巻末の参考資料として、関係する内容が掲載されているHPのリンク集を追加します。
218	イ	国民運動の「賢い選択」との連携をどのように位置付けるのか、検討してほしい。	2	県では「マイエコ10宣言」で、県民、企業などが自らエコにつながる行動を選択する運動を行っていますので、国民運動「賢い選択」については計画への位置付けは行いませんが、取組には県としても参加・協力していきます。
219	イ	「マイエコ10宣言」を数種シール化して県民に周知啓発し、県民運動として位置付けたらどうか。	2	「マイエコ10宣言」の普及促進の方法として、今後の取組の参考とさせていただきます。
220	ア	公的機関の率先垂範の取組を、ぜひ県のリードで取り組んでほしい。この計画が、市民目線で作成策定され、市民の日常生活のバイブルとなり夢と希望を託するものとなるよう期待している。パブコメの結果の公表を期待している。	2	県自らの温暖化対策の取組にも、積極的に取り組んでまいります。

意見の内訳（意見分類）： ア 総論及び温室効果ガスの削減目標について / イ 緩和策及び適応策の施策について / ウ その他

意見の反映状況（反映区分）： 1 改定案に反映した（している）意見 / 2 今後の取組の参考とする意見 / 3 改定案に反映できない意見 / 4 その他

整理 No.	意見 分類	意見の概要	反映 区分	県の考え方
221	ウ	東日本大震災後、国中が電気を大切にし、街のネオンもほとんど消えたが、5年も過ぎた今日、大震災を忘れ去ったかのように夜の明るさが戻っている。国が先頭に立ち節電の大切さを掲げ力を入れてきていれば、被災した人々も勇気付けられたと思う。多くの電気を必要とする自動販売機も台数が多すぎる。 街の昼、夜の無い明るさは地球の本当の姿ではないと思う。現在の気象状態もどこか違ってきている。一つしかない地球を一人一人が大切に考えていけたらと願って日々を過ごしている。	4	県民等への普及啓発に力を入れるなど、今後も地球温暖化対策に取り組んでまいります。
222	イ	目標値達成のためのロードマップ（政策と施策）の具体化と達成のための財政面での予算規模を記載する。	3	本計画に記載する施策により、毎年度、温室効果ガスの排出量や重点施策の進捗状況等を把握し、削減目標の達成を目指します。
223	イ	県内の自治体（市郡町村）と連携した目標及び政策・施策の実効性のある具体的な展開について記載する。	1	第2章3(4)「シ 広域連携・国際環境協力」（改定素案47ページ）に、九都県市首脳会議を通じた活動をはじめ、近隣の自治体等と連携した取組について記載しています。
224	イ	家庭部門での省エネ・新エネへの取組に対する奨励インセンティブ施策の実現についても記載する。	1	第2章3(4)ウ「省エネルギー家電や機器の導入」（改定素案30ページ）に、家電販売店・メーカーと協力した冷蔵庫・エアコンの買替促進について記載しています。
225	イ	排出量取引制度の導入による東京都などの近隣自治体との連携と協調についても記載する。	3	排出量取引については、特定の地域に導入すると、規制の緩やかな地域に事業所が移転する可能性があり、製造業が多い本県においては産業の空洞化を招く恐れがあるため、全国统一で導入すべきと考えています。 そのため、現時点では本県での導入は考えておりません。全国统一での導入について、国の動向を注視してまいります。